

第二章 議員提出議案

(条例等・決議・意見書)

平成七年度

【五月県議会臨時会】

高速自動車道促進特別委員会設置に関する決議案（可決）

高速交通体系の整備促進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

高速自動車道促進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、四国横断自動車道及びいわゆる高規格幹線道路などの建設促進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成七年五月一日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

都市開発整備対策特別委員会設置に関する決議案（可決）

都市開発の整備対策に関する重要施策を調査検討するため、香川県議会

委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

都市開発整備対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、大規模な都市開発の整備対策に関する重要施策を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成七年五月一日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

理工系高等教育機関整備促進特別委員会設置に関する決議案（可決）

理工系高等教育機関の整備促進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

理工系高等教育機関整備促進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、理工系高等教育機関の整備促進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成七年五月一日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

防災・水資源対策特別委員会設置に関する決議案(可決)

防災対策の充実強化及び当面する水資源対策の推進を図るため、香川県

議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

防災・水資源対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、防災対策の充実強化及び当面する水資源対策の推進のため

に必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会

中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を

終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十二名とする。

右決議する。

平成七年五月一日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

第六次海岸事業五箇年計画の早期策定と事業予算の拡大

に関する意見書案(可決)

海岸事業は、高潮、津波、波浪、侵食等による被害から貴重な県土を守り、県民生活の安全を確保していく上で不可欠な事業である。

特に、香川県は県土面積千八百七十五平方キロメートルで全国最下位であることから、県民の県土保全に向ける関心は高く、瀬戸内海の播磨灘や備讃瀬戸、燦灘に面し、延長六百八十九キロメートルにおよぶ海岸線と、大小百十六の島々を持つ本県にとって、その整備は極めて重要な課題である。

このため、国の海岸事業五箇年計画に基づき、鋭意、整備に努めているところであるが、本県における整備率は未だに低く、依然として、台風や冬の波浪などによる海岸保全施設への被害が頻繁に発生し、それがための早期整備が強く要請されているところである。

また、先の北海道南西沖地震や阪神・淡路大震災では、多くの尊い生命と財産が失われ、改めて海岸事業の重要性が認識されたところである。

さらに、生活の質的向上や環境に対する関心の高まり等を背景に、県民の海岸に対するニーズも多様化、高度化しており、海岸性レクリエーションに対応できる潤いのある海岸づくりや、優れた自然環境に配慮した海辺の創造など良好な海岸空間を形成していくことが急務となっている。

よって、政府におかれては、平成八年度の予算編成に当たって、地方における海岸事業の重要性を十分に理解され、速やかに平成八年度を初年度とする新たな「第六次海岸事業五箇年計画」を策定されるとともに、海岸事業予算の重点配分に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年七月五日

香川県議会

(自民、社会、改新、新緑会、共産五会派十三議員の共同提出)

第九次港湾整備五箇年計画の策定と事業予算の拡大

に関する意見書案(可決)

【六月県議会定例会】

港湾事業は、地域の発展や交通体系の確立、国土の保全、安全で豊かな潤いのある快適な生活空間の創出に寄与するものであり、地域づくりを進めるため、最も優先的に実施すべき根幹の事業であり、二十一世紀に向けて計画的に促進していくことが不可欠である。

このため、環境に調和した廃棄物埋め立て護岸の整備による海面処分場の確保、環瀬戸内交流圏の拠点港を目指す高松港頭地区の再開発、住民の円滑な交通手段の確保や安定的な生活物資の供給を図るための離島対策、さらには、阪神・淡路大震災を教訓とした県民の生活を守るための災害対策などの生活基盤の整備拡充が強く求められているところである。

また、海とふれあいを深め地域住民が憩えるウォーターフロントの実現、貨物の多様化や船舶の大型化の対応など地域の特徴を生かした各港湾の機能の充実も一層望まれているところである。

しかしながら、現行の港湾整備五箇年計画は、平成七年度までの計画であり、今後とも地域づくりの拠点となる港湾事業を積極的に推進していくためには、引き続き次期計画を策定し、事業量の拡大を図る必要がある。

よって、政府におかれては、平成八年度の予算編成に当たって、地方における港湾事業の重要性を十分に理解され、速やかに平成八年度を初年度とする新たな「第九次港湾整備五箇年計画」を策定されとともに、港湾事業への予算の重点配分に特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年七月五日

香川県議会

(自民、社会、改新、新緑会四会派十二議員の共同提出)

フランスの核実験再開の停止を求める意見書案(可決)

核兵器の廃絶は、唯一の被爆国である日本はもとより、今や全世界の人類共通の世論となっている。

しかしながら、フランス政府は、六月十三日に南太平洋ムルロワ環礁において、停止していた核実験を再開し、来年五月までに八回の核実験を行うと発表した。

よって、政府におかれては、核保有国の暴走を許してはならず、当面、フランス政府に対し、その中止を強く働きかけるとともに、今後、全ての国の核実験を中止するよう「非核宣言県」香川の県議会として強く要望する。以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年七月五日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

【九月県議会定例会】

中国及びフランスの核実験に抗議し、即時中止を求める

決議案(可決)

香川県議会は、先の六月定例県議会で、「フランスの核実験再開の停止を求める意見書」を全会一致で可決し、フランスをはじめ全ての国の核実験の中止を求めてきたところである。

しかしながら、その後、中国の核実験に続き、フランスも九月六日に核実験を再開したことは、核廃絶の世界の潮流に逆行するとともに、地球環境と生態系を破壊し、世界の平和や人類の生存をも脅かす行為である。

よって、本県議会は、中国、フランス両国政府に対し、厳重に抗議するとともに、核実験の即時中止を強く要求する。

右決議する。

平成七年九月二十二日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

米軍人による女子小学生暴行事件に関する意見書案(可決)

去る九月四日、沖縄県で起きた米軍兵士による女子小学生暴行事件は、人間としてあるまじき凶悪な犯罪であり、断じて許すことのできないものである。

今日、この問題は沖縄県民をはじめとする日本国民が納得する形で解決することが不可欠である。

よって、政府におかれては、このような事件が発生する背景を十分に認識し、国民の人権を守る立場から、米軍人による女子小学生暴行事件に対し厳重に抗議するとともに、今後、米軍による事件・事故の根絶に向けて努力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十月十一日

香川県議会
(自民、社会、改新、新緑会四会派十議員の共同提出)

第六次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画の策定に関する意見書案(可決)

交通安全事業は、交通事故を防止し、円滑な交通を確保することにより、安全で快適な国民生活の実現を図るための根幹的な事業である。

このため、数次にわたる五箇年計画のもと、交通安全施設等の整備に努めてきたところであるが、交通事故死者数は、昭和六十三年以降七年連続して一万人を超え、第二次交通戦争と呼ばれる様相を呈しているほか、都市部における交通渋滞や交通公害も深刻化するなど、道路交通を取り巻く情勢は依然として厳しく、大きな社会問題となっている。

かかる傾向は、本県においても例外ではなく、平成六年中においては、交通事故死者数に占める高齢者の割合及び人口十万人当たりの交通事故死者数が、ともに全国ワースト四位以内にあるほか、県都高松市をはじめとする都市部やその周辺道路における交通渋滞も慢性化しているところであり、県民が安全で快適な生活を営むためには、交通安全施設のなお一層の整備拡充を図ることが緊急の課題となっている。

よって、政府におかれては、平成八年度を初年度とする「第六次特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」において、現行計画を大幅に上回る事業費を確保し、安全で豊かな地域社会の基盤整備に向けて、交通安全事業を推進されるとともに、本県への予算措置について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十月十一日

香川県議会
(全会派十二議員の共同提出)

道路整備予算の拡大に関する意見書案(可決)

道路は、地域住民の豊かな生活の実現や国土の均衡ある発展を図る上で、最も重要な役割を果たす社会資本である。

しかしながら、四国においては、国土構造の軸となる高規格幹線道路の整備が、全国平均に比べて大きく遅れており、これら高規格幹線道路と有機的に連携し、ネットワークを構成する道路についても、その整備状況は十分とは言えず、今後ますます多様化、高度化する交通需要の増大などに対応するため、なお一層の整備促進が強く求められている。

また、環瀬戸内広域交流圏の拠点として中枢都市機能の拡充強化をめざし、多くの地域振興プロジェクトを推進している本県にとって、体系的な道路網の整備促進は、緊急かつ不可欠の課題となっている。

さらには、近年の景気停滞や産業の空洞化は、本県経済に深刻な影響を与えており、このような地域振興プロジェクトの推進によって、より一層の活性化を図る必要がある。

こうした中、特に、四国横断自動車道高松以東区間の整備については、これらプロジェクトを支援する最も重要な施策として位置づけており、明石海峡大橋の開通と合わせた供用をめざし、県を挙げて取り組んでいるところである。

このほか、県土の均衡ある発展を図る観点から、これら高規格幹線道路と連携し、高速交通体系の一翼を担う地域高規格道路や地域住民の日常生活に密着した道路の整備促進に全力を傾注しており、さらには、新たな時代のニーズに対応した情報ハイウエーの整備促進等にも取り組んでいるところである。

よって、政府におかれては、平成八年度の予算編成に当たり、地方における道路整備の重要性を十分に認識され、道路特定財源制度の堅持や一般財源の大幅投入を図るなど、道路財源の拡充を行うとともに、その配分に

際しては、四国横断自動車道をはじめとする本県の道路整備の促進に向け、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十月十一日

香川県議会

(自民、社会、改新、新緑会四会派十二議員の共同提出)

【十二月県議会定例会】

香川県議会の議員の資産等の公開に関する条例議案（可決）

(趣旨)

第一条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）第七条の規定に基づき、香川県議会の議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の提出)

第二条 議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、香川県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となつてゐる土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額）

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が百万円を超えるものに限る。）種類及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

九 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）貸付金の額

十 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）借入金の額

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第三条 議員（前年一年間を通じて議員であつた者（任期満了又は香川県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は香川県議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、当該議員でない期間を除き前年一年間を通じて議員であつた者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は香川県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は香川県議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月一日から再び議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつて

は、当該金額及びその基因となった事実)

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）

ロ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第四条 議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は香川県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は香川県議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月二日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

（資産等報告書等の保存及び閲覧）

第五条 前三条の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県民は、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

（細則）

第六条 この条例に定めるもののほか、議員の資産等の公開に関する規程は、議長が定める。

附 則

1 この条例は、平成七年十二月三十一日から施行する。

（以下略）

（平成七年十二月十九日：自民、社会、改新、新緑会四会派十議員の共同提出）

情報通信産業の在り方に関する意見書案（可決）

政府は、本年四月六日、電気通信審議会に対し、「日本電信電話株式会社（以下略）」について諮問を行った。

電気通信審議会は、この諮問を受け、現在「NTTの在り方に関する特別部会」と、さらに、「株主の権利確保の方策に関する専門委員会」を設置して検討を進めているところである。

いうまでもなく、情報通信産業は、二十一世紀のリーディング産業として、我が国の産業、経済、国民生活の基盤をなすものであり、本格的なマルチメディア時代の到来を迎え、その重要性は益々増大している一方で、その基盤整備の遅れが指摘されている。

とりわけ、我が国情報通信産業においては、日本電信電話株式会社の果たす役割はきわめて大きく、その「経営形態の在り方」は、今後の情報通信基盤整備に重大な影響を及ぼす事が想定される。

情報通信のグローバル化とともに、国際間競争が激化しており、国際競争に遅れをとることは許されない。

よって、政府におかれては、情報通信分野の活力ある発展を図るためには、多くの規制を撤廃し、より自由な競争の促進を図るとともに、当面、早急な通信基盤の整備によって、全国「あまねく、公平」なサービスを確保し、我が国全体の均衡ある発展を期す事を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十二月十九日

香川県議会

(自民、社会、改新、新緑会、つなぐ会五会派十一議員の共同提出)

廃棄物が不法に処分された場合の方策の策定を求める

意見書案(可決)

我が国における産業、経済の発展や生活様式の変化等に伴い、近年、廃棄物は量的に増大するとともに、質的にも多様化してきており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、その適正処理がますます重要な課題となっている。

特に、産業廃棄物の不法投棄等廃棄物が不法に処分された場合において、その原因者が特定できないとき、又は原因者の資力等の関係から原状回復がなされないときは、地方公共団体や土地所有者などが費用を負担して、原状回復等を行っているのが現状である。

このことは、排出事業者責任、原因者責任を不明確にするものであり、不法投棄等の不適正処理の事例があつてを絶たない原因の一つであると考えられる。

よって、政府におかれては、不法投棄等が行われた場合の撤去費用等に充てることを目的として排出事業者等が拠出する基金制度を創設するなど、廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策の速やかな策定について、格別の配慮がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年十二月十九日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

地方分権の推進に関する意見書案(可決)

国民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、国と地方公共団体との基本的問題である機能分担の明確化と併せて地方公共団体の自主的運営を確保し、地方自治の一層の充実、発展を図ることが重要であり、地方分権体制の確立は国

民的課題となっている。

このため、我々の永年の念願であった「地方分権推進法」が昨年五月に成立し、現在、地方分権推進委員会において地方分権推進計画作成のための具体的な指針の勧告に関し、鋭意検討が進められている。

よって、地方分権推進委員会は、来る三月末にまとめられる中間報告において、国の事務をナショナルミニマムの維持・達成に係る基本的事項など真に国として必要なものに限定することを基本とした国と地方の役割分担の明確化、地方への権限移譲、機関委任事務制度の廃止、国の関与・必置規制・国の出先機関の抜本的見直し、国庫補助金の整理合理化、地方税財源の充実など、地方公共団体の総意を踏まえて、明確な判断と方向を示すとともに、年内の出来るだけ早い時期に内閣に対し、具体的な指針の勧告を行われるよう強く要望する。

また、政府におかれては、地方分権推進委員会がまとめる中間報告を踏まえるとともに、具体的指針の勧告を尊重した地方分権推進計画を速やかに作成し、真に実効性のある地方分権の実現に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年二月二十三日

香川県議会

(自民、社民、改新、新緑会、つなぐ会五会派十一議員の共同提出)

住専問題の早期解決と徹底究明を求める意見書案(可決)

金融機関の不良債権問題が深刻な事態となっており、その象徴としての住専問題は、景気の早期回復を図るうえからも早急に処理しなければならない課題である。このため政府は、六千八百五十億円の財政資金の支出を含む住専問題処理策をまとめ、住専関連予算と住専関連法案の早期成立を目指すとしている。

しかし、内外の金融・経済情勢にかんがみ、金融システムの維持を図り間接的な預金者保護に資するといえ、実態の解明が不十分なまま民間企業である住専の破綻処理のために財政資金を支出することに対して、国民

から疑問の声が高まっている。また、住専問題に係る行政、政治、母体行、農林系金融機関、住専、借り手それぞれの責任の明確化がいわれており、中でも広く金融を監督する立場にある大蔵省の行政責任と行政の不透明さが厳しく追及されている。

よって、政府におかれては、あらゆる情報の開示とかかる事態に至った経緯、原因を国民の前に明らかにし、責任の明確化と追及、二度とこういうことを起させないための方策、債権の強力な回収と財政負担の圧縮等について全力を尽くすよう強く要望する。

一 住専が破綻した経緯とこれまでの金融政策等に誤りがなかったかを徹底的に究明するとともに、二度とこういう事態が起こらないよう、早急に透明な行政への見直しを図ること。

二 政治、行政、母体行等金融機関、農協系統金融機関、住専、借り手の各々の責任を明確にし、刑事責任を含めて、責任を徹底的に追及すること。

三 住専処理機構に移した住専関係債権の回収を、あらゆる法的手段を使って容赦なく強力に行い、財政支出した分について国庫への還元を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年二月二十三日

香川県議会

(自民、社民、改新、新緑会四会派九議員の共同提出)

いじめの解消に関する決議案(可決)

いじめ問題は全国的に頻発し、大きな社会問題となっている。とりわけ、他県における児童、生徒のいじめによる自殺事件の多発など、極めて憂慮すべき事態に直面しており、本県においても、いじめの発生件数は増加の傾向が続いている。

いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、この解消は教育界のみならず県民にとって重要な課題であるとともに、人間として許されないと共通認識に立ち、学校・家庭・地域社会が一丸となり、県民総ぐるみでいじめの解消に取り組む必要がある。

よって、本県議会は、香川の次代を担う心豊かでたくましい子どもの育成のため、より良い教育環境の整備に努めるなど、県民とともにいじめ根絶に向けて全力を尽くすものである。

右決議する。

平成八年三月二十二日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

新たな食料・農業・農村基本法の制定を求める意見書案(可決)

農業基本法が制定されてから、三十有余年が経過した。この間、日本の農林漁業や農山村は、生産力の後退、農業収入の低下、担い手の高齢化や後継者不足、生産基盤や生活基盤の整備の立ち遅れ、中山間地域を中心に過疎化が進行するなど、大変厳しい環境下に置かれることとなり、農家も多くの深刻な問題に直面している。

一方、平成六年度の我が国の穀物自給率は三十三%、またカロリー自給率は四十六%と、先進諸国の中でも特に低い水準となっている。このように、多くの食料を外国に依存することから、国民の間には、食料の安全・安定供給に対し、不安感が高まっている。

今後、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意によって、農林水産物の輸入が増大し、日本の農林水産業がますます衰退するならば、我が国の経済・社会に大きな打撃を与え、都市地域へも深刻な影響を与えることになる。

こうした中、近い将来、人口・食料・環境の危機が予測され、食料自給率の向上と農林業の再建は我が国の国際的責務でもある。

よって、政府におかれては、食料・農業・農村を一体とした農政理念・政策に目標をおく、次の事項を盛り込んだ新たな基本法を制定されるよう強く要望する。

一 食料自給率の向上、安全な食料の安定的供給を国の基本的役割とすること。

二 農林水産業のもつ国土・環境保全など公益的機能を位置付けること。

三 農林水産業の振興による地域経済・社会の活性化を図ること。

四 農林水産業の生産基盤と生活基盤を一体的に整備すること。

五 中山間地域など条件不利地域の農林産業を振興し、定住化を図ること。

六 資源の循環による持続可能な農林水産業を目指すこと。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年三月二十二日

香川県議会

(自民、社民、改新、新緑会、つなぐ会五会派十二議員の共同提出)

平成八年度

【五月県議会臨時会】

水資源対策特別委員会設置に関する決議案(可決)

水需給両面からなる総合的な水資源対策の推進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

水資源対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、水需給両面からなる総合的な水資源対策の推進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第一百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十二名とする。

右決議する。

平成八年五月一日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

【六月県議会定例会】

中国の核実験に抗議し、即時中止を求める決議案(可決)

核兵器の廃絶は、唯一の被爆国である日本はもとより、全世界の人類共通の世論となっている。

それにもかかわらず、中国は国際的非難を受けながら、昨年五月と八月に引き続いて、六月八日に地下核実験を強行した。さらに今年九月までに、もう一度の核実験を予定していると伝えられている。

核実験は地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為であり、また、あらゆる形態の核実験禁止と核兵器廃絶を求める国際的世論に逆行するものである。

香川県議会では、昨年の六月と九月の定例会でフランス及び中国の核実験に抗議し、即時中止を求めるとともに、「非核宣言県」として、県民あげて核兵器の廃絶と恒久平和に取り組んできたところである。

よって、本県議会は、中国政府に対して厳重に抗議するとともに、核実験の即時中止を強く要求する。

右決議する。

平成八年七月八日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

水資源の総合的な対策を求める意見書案(可決)

近年、国民の生活水準の向上、都市化の進展等により、水需給に対し水資源の供給が追いつかない状況が続いている。また、長期的な小雨傾向等がこれに追い討ちをかけ、水需給は非常にひっ迫したものとなっている。水資源は国民生活や産業活動に不可欠な資源であり、その確保に一層の努力が求められているが、同時に水資源の開発には一定の限界もあることから、今後、限られた水資源の有効利用や節減等にも最大限の努力をしていく必要がある。

よって、政府におかれては、ひっ迫した水需給を緩和し、国民の水需要に応えていくためにも、次の対策の実施を強く要望する。

一 広域及び地域に係わる「水需給見通し」の見直しを行うとともにダム整備、リバーネットワークの整備及び水道用水・工業用水・農業用水の循環利用等を総合的に推進すること。

二 異常渇水時に備えて、豊水期の水を貯留する渇水対策ダムや既存水源施設の再開発を計画的に進めること。

三 水の有効利用を促進するため、一貫的水管理システムを確立するとともに、水の循環利用を促進する「中水道整備促進法」（仮称）を制定すること。

四 国民や企業に対する節水意識や水の有効利用を高めるための教育や行政指導を充実し、「節水型社会」の形成に努めること。

五 異常渇水時における生活用水緊急確保対策の一環として、海水淡水化施設・装置の研究を進め、必要などころへの整備をすること。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年七月八日

香川県議会

（自民、社民、改新、共産四会派十三議員の共同提出）

次期森林整備事業計画における投資規模の確保に関する意見書案（可決）

森林は、木材の生産のみならず、国土保全、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等諸機能の発揮を通じ、国民生活にとって不可欠な社会資本としてその重要な役割を果たしている。

加えて、近年の我が国経済の急速な発展、都市化の進展に伴い、森林空間の保健休養・教育の場としての総合的な利活用など、森林の役割に対する国民の要請は一段と高度化・多様化している。

しかしながら、本県の森林は、多大な松くい虫被害を受けたことに加えて、近年の林業採算性の低下、担い手の減少・高齢化、林道等基盤整備の遅れなどの厳しい状況下にあり、森林の管理水準が低下している。

また、ここ数年来の異常渇水に対して、水源かん養機能の高い森林の整備を推進するため、造林・林道事業の計画的実施を図ることが緊急の課題

となっている。

よって、政府におかれては、平成九年度を初年度とする「次期森林整備事業計画」の策定に当たり、現計画を上回る積極的な投資規模を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年七月八日

香川県議会

（全会派十三議員の共同提出）

第九次治山事業五箇年計画における投資規模の確保に関する意見書案（可決）

治山事業は、多発する山地災害から県民の生命や財産を守り、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る県土保全政策であり、安全で潤いのある緑豊かな社会を建設するための生活基盤整備の中でも、最優先で実施されなければならない根幹事業である。

しかしながら、本県の治山施設・荒廃山林の整備状況は、依然として低い水準にあるため、毎年のように山地災害に見舞われており、治山事業の積極的な推進と山地災害危険地区の早期対策が緊急の課題となっている。

また、本県は気象的・地理的条件から慢性的な水不足に悩まされ、特に近年は長期間にわたって給水制限を余儀なくされているところであり、水源地域における保安林整備の推進が重要となっていることに加えて、快適な生活環境づくりのため、緑豊かな森林の保全・創出を図っていく必要がある。

よって、政府におかれては、平成九年度を初年度とする「第九次治山事業五箇年計画」の策定に当たり、現計画を上回る積極的な投資規模を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年七月八日

香川県議会

（全会派十三議員の共同提出）

治水事業の促進に関する意見書案（可決）

治水事業は、国土を保全し、水害及び土砂災害から国民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するための生活基盤整備の中でも、最も優先的に実施すべき根幹的事業である。

しかしながら、本県の治水施設の整備状況は、今日、依然として低い水準にあり、近年においても、昭和六十二年と平成一年に激甚な災害を受け、尊い人命と財産が失われており、治水施設整備の立ち遅れと治水事業推進の重要性を痛感している。

さらに、本県では、気象的・地理的条件により、古くから水不足に悩まされており、これまでも積極的に県内水源の確保に取り組んできたところであるが、特に、平成六年の異常渇水の経験により、水資源確保の重要性が喫緊の課題となっており、今後も引き続き多目的ダム等による新規水資源開発を計画的・積極的に進める必要がある。

よって、政府におかれては、平成九年度を初年度とする「第九次治水事業五箇年計画」の計画額の満額確保と、平成九年度の治水事業の大幅増額を確保され、安全で活力ある国土基盤の形成、社会経済の発展に向けての水資源開発、うるおいとふれあいのある水辺環境の形成等の治水事業を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年七月八日

（自民、社民、改新三会派十一議員の共同提出）
香川県議会

行政改革無しの消費税増税に反対する意見書案（否決）

国民生活に密接な関わりをもつ消費税の税率は、一昨年の消費税法等の一部改正により、税率を三％から五％に引き上げられ、平成九年四月一日から施行されることとなった。行政改革・社会保障の充実等先送りしたまま、安易に税率を引き上げようとする政府のこのような措置に断固反対するものであり、国民として到底納得できるものではない。

また、国民生活の実態を勘案した場合、現下の厳しい経済情勢下、税率

の引き上げは、国民生活を大きく圧迫すると予測されとともに、重税感の増大は消費の落ち込みを招き、結果的には、景気の低迷に一段と拍車をかけることになる。

よって、政府におかれては、民意に反する消費税の税率五％への引き上げを中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年七月八日

香川県議会

（改新、つなぐ会二会派六議員の共同提出）

【九月県議会定例会】

道路整備予算の拡大確保に関する意見書案（可決）

道路は、地域住民の豊かな生活の実現や国土の均衡ある発展を図る上で、最も重要な役割を果たす社会資本であり、その機能を十分に発揮するためには、国土構造の軸となる高規格幹線道路だけでなく、これらと有機的に連携してネットワークを構成する一般国道や県道・市町村道についても、計画的に整備する必要がある。

本県においては、近年の景気停滞や産業の空洞化など、厳しい経済環境の中、環瀬戸内交流圏の拠点として中枢都市機能の拡充強化をめざし、多くの地域振興プロジェクトを推進しているところであり、こうした体系的な道路網の整備促進は、緊急かつ不可欠な課題となっている。

また、四国全体においても、四県都がいまだ高速道路で結ばれていないなど、その整備は不十分であり、本州四国三架橋時代を間近に控え、これら道路の早期完成を図るほか、均衡のとれた道路網の一層の整備促進が必要である。

よって、政府におかれては、平成九年度の予算編成に当たり、地方における道路整備の重要性を十分認識され、ガソリン税、自動車取得税等道路特定財源諸税の現行税率を堅持し、一般財源を大幅に投入するなど、道路財源の拡充を行い、第十一次道路整備五箇年計画の完全達成を図るとともに、その配分に当たっては、四国横断自動車道高松以東区間をはじめとす

る本県の道路整備の促進に向け、特段の配慮がなされるよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年十月九日

香川県議会

(自民、社民、改新三会派十一議員の共同提出)

私学助成の充実強化に関する意見書案(可決)

私立学校は、建学の精神に基づき、独自の校風と自主的な運営を通じて特色ある教育活動を展開し、教育の普及及び質的な向上に大きな役割を果たしているところである。

しかしながら、生徒数の長期的減少傾向から私立学校を取り巻く環境は、極めて厳しいものがあり、私立学校の経営基盤を確立し、教育条件の向上と保護者負担の軽減が強く求められている。

こうした中、政府は平成六年度において私立高等学校等経常費助成費補助金の大幅削減と地方交付税による措置が行われてきたところであるが、財政難とはいえ、平成八年度においても平成五年度の水準には還元されていない状況である。

よって、政府におかれては、このような私立学校の現状を強く認識され、健全な発展を図るため、私学助成制度の一層の充実強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成八年十月九日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

【十二月県議会定例会】

けん銃等銃器根絶に関する決議案(可決)

本県においては、「魅力ある田園都市香川」を県政の基本とし、安全で住み良い地域社会を実現するため、各種の施策を積極的に推進しているところである。

このような中、全国的には、ここ数年、けん銃等の違法な銃器が一般市民層へ拡散する傾向にあるうえ、市民が銃弾の犠牲者となる事件が後を絶たず、最近では白昼、多数の市民の目前において銃撃戦が行われるなど、平穏な市民生活が銃口の脅威にさらされている。

このような銃器使用の凶悪犯罪は、今や県内においても、いつ、どこで発生するかわからず、予断を許さない状況である。

安心して暮らせる地域社会を実現することは、県民すべての願いであるが、本県においても、過去に暴力団の対立抗争によるけん銃発砲殺人事件等の発生をみているところであり、銃器に対する言い知れない恐怖を経験しているだけに、県民一人一人が相携えて、けん銃等違法な銃器の存在を許さない確固たる世論を醸成し、銃のない平穏で安全な社会環境を作ることが極めて重要となっている。

よって、本県議会は、ここに、県民の理解と協力のもと、関係機関と一体となって、けん銃等の違法な銃器の根絶に向けて邁進することを強く表明する。

右決議する。

平成八年十二月十九日

香川県議会

(全会派十一議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

瀬戸大橋の通行料金値下げに関する意見書案(可決)

去る三月十五日、中国横断自動車道岡山米子線の岡山総社・北房間の区間が供用開始されたところである。これにより、瀬戸内海をはさみ日本海から太平洋までが高速道路で結ばれ、その所要時間は三時間半余りに短縮された。

このルートは、次期全国総合開発計画の地域連携軸構想のモデルの一つで、中国と四国の一体化と自立的な広域交流圏を形成するものであり、観光、地域経済の活性化など多くの面で大きく期待されているところである。

中国と四国を結ぶ瀬戸大橋は、このルートの中心的役割を果たしており、

二十一世紀の中四国の一体的発展・振興は、まさに、瀬戸大橋の利用効果如何に関わっていると言っても過言ではない。

瀬戸中央自動車道の通行料金については、本州四国連絡橋公団において割引制度の拡充など、利用促進に努められてはいるものの、利用者の料金割高感は依然として強く、このため通行台数は当初見込みを大きく下回っている。

よって、政府及び本州四国連絡橋公団におかれては、瀬戸大橋の利用効果を一層高め、中四国の一体的な発展をもたらすため、通行料金の大幅な値下げを実施されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年三月二十五日

香川県議会
(全会派十一議員の共同提出)

新たな災害保険・共済制度の創設を求める意見書案(可決)

未曾有の災害をもたらした阪神・淡路大震災から二年以上が経過し、被災地では、様々な分野で、復旧から本格的な復興へ移ってきているところである。

しかしながら、個人住宅をはじめとする建物の復旧・復興は遅々として進んでおらず、今なお多くの被災者が不自由な生活を余儀なくされている。

住宅は、生活の基盤をなすものであり、安定した日常生活の確保のため、一刻も早い再建が望まれるが、被災建物の再建を阻んでいる最大の要因は、被災者の資金確保の困難さである。

被災後、全国から多くの義援金が寄せられるとともに、公的な支援もなされてはいるものの、被害があまりにも大きすぎるため、再建資金には不十分な状況にある。

また、現行の地震保険制度は、保険料の割高感等から加入率が極めて低く、保障される保険金も低額であるなど問題点が指摘されている。

よって、政府におかれては、現行地震保険制度の抜本的な見直しを行い、国民の相互扶助を基本とした新たな災害保険・共済制度を創設されるよう

強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年三月二十五日

香川県議会
(自民、社民、改新三会派九議員の共同提出)

地方事務官制度の廃止等に関する意見書案(可決)

社会保険や職業安定行政等に関する事務は、都道府県知事に機関委任されているにもかかわらず、これらの行政に従事する職員は、地方自治法附則第八条の規定により、当分の間、官吏(地方事務官)とされ、人事権と職務上の指揮監督権の不整合など、不合理な制度として五十年近くの永きにわたり、変則的な運営がなされてきている。

この間、地方制度調査会等の地方事務官制度廃止勧告をはじめ、関係各団体の多年にわたる改革要請により、政府もその改善について閣議決定を行なっているが、未だに解決をみていないことは、まことに遺憾なことである。

現在、国の地方分権推進委員会において、機関委任事務制度の廃止とあわせて地方事務官制度の改革が議論されており、事務の実態に即し、地域住民の立場に立った勧告が期待されているが、これらの行政は、高齢者社会を迎え、住民に身近な地方自治体において、健康・福祉や産業・雇用などの施策と総合的・一体的に行なわれるべきである。

よって、政府におかれては、速やかに地方事務官制度を廃止し、その身分を地方に移管するなど、適切な行財政措置等を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年三月二十五日

香川県議会
(自民、社民二会派八議員の共同提出)

平成九年度

【五月県議会臨時会】

行財政改革推進特別委員会設置に関する決議案（可決）

地方分権の時代にふさわしい行財政制度の確立を推進するため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

行財政改革推進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、県の行財政改革の推進について調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成九年五月一日

香川県議会

（全会派十二議員の共同提出）

【六月県議会定例会】

交通死亡事故抑止に関する決議案（可決）

悲惨な交通死亡事故を防止し、安全で快適な生活環境を確保することは、県民すべての切実な願いである。

しかしながら、本年の県内における交通事故による死者は、異常なペースで増加し続け、人口十万人当たりの死者数及び対前年比の増加率ともに年初から全国ワースト第一位を続けている。このため五月三十日には、香

川県交通安全県民会議において「交通死亡事故多発緊急事態」を宣言するに至った。

しかるに、県民各位並びに関係機関・団体の懸命な努力にもかかわらず、依然として、そのペースは落ちていない。

よって、本議会は、人命尊重の理念のもとに、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通モラルの醸成により、一日も早くこのような事態を開き、交通死亡事故の絶滅に向けて、県民総ぐるみで展開される交通安全運動を支援するとともに、全国に誇れる安全で快適な香川県の実現に向け、全力を尽くすことをここに宣言する。

右決議する。

平成九年六月二十日

香川県議会

（全会派十二議員の共同提出）

中学校社会科の歴史教科書における「従軍慰安婦」の

記述の是正を求める意見書案（可決）

次代を担う子供たちが、国民として自信と誇りを持ち、国を愛する心を養うとともに、真に国際社会に生きる日本人に育つことは私たちの願いである。

しかるに、平成九年四月から、中学校で使用されている社会科の歴史教科書に、確たる事実がないにもかかわらず、「従軍慰安婦」の記述が取り上げられていることは、次の理由により、教科書としては極めて不適切であり、認めがたいものである。

記

一 当時は、「従軍慰安婦」という言葉はなく、社会科教科書に使用するのには不適当である。

二 教科書の記述は、慰安婦が「強制連行」をされたという印象を与えるが、政府調査では国や軍が関与したことを実証する証拠は確認されていない。

三 心身発達段階の中学生に「従軍慰安婦」問題について、社会科の授業で教えることは、教育的配慮を欠くものである。

以上のことについては、「心身の健康や安全及び情操の育成について必要な配慮」や「未確定な時事的事象について断定的に記述していることがないこと」等を規定している教科書検定基準にも明らかに違反している。

よって、政府におかれては、事実関係を明確にするとともに、今後、中学校社会科歴史教科書の「従軍慰安婦」の記述については正されるよう教科書の厳正な検定を強く要望するものである。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年七月八日

香川県議会

(自民、維新の会二党派七議員の共同提出)

史実にもとづく歴史教育の推進についての意見書案(可決)

二十一世紀はアジアの時代といっても過言ではない。

こうした中、日本の子供たちがアジア諸国との国際交流の担い手として世界平和に貢献することは、私たちの願いである。

しかしながら、今もなお、アジア諸国の人たちの間には、日本による侵略の傷あとが残っており、日本とアジア諸国のゆるぎない信頼関係をつくり上げていくためには、正しい歴史事実の認識が不可欠である。

このような時、中学校の歴史教科書から「従軍慰安婦」についての記述削除を求める動きがあり、はなはだ懸念されるところである。

若い人たちが過去の歴史から目をそむけることなく、また、同じあやまちを繰り返さないためにも、史実にもとづく教育は重要である。

よって、政府におかれては、史実にもとづく歴史教育推進に向けて、いっそう積極的な施策を展開されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年七月八日

香川県議会

(社民、共産、つなぐ会三党派七議員の共同提出)

郵政事業の現行経営形態の堅持に関する意見書案(可決)

政府は、行政改革会議において省庁再編の本格的な論議を始め、郵政三事業の民営化を今後の重要検討課題としているが、郵政事業は全国二万四千六百の郵便局ネットワークを通じて、郵便、郵便貯金、簡易保険のいわゆる郵政三事業のみならず、年金の支払業務など国民の日常生活に深い関わりのあるサービスを提供している。

とりわけ山間部や島しょ部など過疎地においては、地域に密着した情報サービスの拠点としての役割も担っており、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与している。

しかしながら、これら郵政事業が民営化されると、そのサービスは収益性の高い都市部に集中し、不採算地域においては、サービスの低下ばかりでなく、料金の値上げや郵便局の廃止も懸念される。

一方、郵便貯金や簡易保険の資金は財政投融资の原資として、住宅、学校、下水道の建設や道路の整備など社会資本の整備に大きく貢献してきたところであるが、民営化となれば公的資金としての活用が困難となる。

よって、政府におかれては、これまで果たしてきた郵政事業の公共的、社会的役割の重要性に鑑み、より一層の合理化と時代の要請に応えるサービスの向上に努力され、現行の国営、非営利、三事業一体の経営形態を堅持し、民営化を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年七月八日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

遺伝子組換え食品に関する意見書案(可決)

遺伝子操作技術の進歩に伴い、組換えDNA技術を応用して作物に組み込むことにより、除草剤や害虫に抵抗性を持つといわれる「遺伝子組換え技術応用食品」が開発されてきた。

厚生省は、害虫に抵抗性を持つばいしょ、とうもろこし及び綿、除草剤に抵抗性を持つとうもろこし、大豆及びなたねの十五品目について、食品衛生調査会の答申を受け、「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安

全性評価指針」に適合していることが確認されたとして輸入を認めた。

しかし、国民の中には人為的に遺伝子の一部を組換えた食品を摂取することによって、身体に悪影響を及ぼす可能性が生ずることなどを懸念する者もいる。

国民の不安を解消するためには、必要な情報の公開を促進し、消費者の選択の自由を確保する必要がある。

よって、政府におかれては、遺伝子組換え食品の安全性の確認をより慎重に、時間をかけて行うとともに、表示が行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年七月八日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

除籍簿、除かれた戸籍の附票等の保存期間の延長に 関する意見書案(可決)

戸籍・除籍は国民の親族的な身分関係を、また、住民票・除かれた住民票はその居住関係を証明するものであり、戸籍の附票も含め、本人の同一性並びに相続上の身分関係等を証明する重要な制度である。

現行法では、除籍簿の保存期間は除籍された当該年度の翌年から八十年間、除かれた住民票や戸籍の附票は、その削除された日から五年間、また、住民票や戸籍の附票が改製された場合は、その改製前の住民票や戸籍の附票を五年間、保存することとなっている。

しかしながら、今日の進展する高齢化社会や、転勤等頻繁な住所移転を伴う流動化社会にあつては、その保存期間が定められた当時と格段の隔たりが生じ、現行の保存期間では、時代にそぐわないものになってきている。

さらに、将来予想される戸籍業務のコンピュータ化により、全国的に戸籍の附票が削除されるようになると、国民生活に多大の支障をきたすこととなり、早急な除籍簿等の保存期間の延長が望まれる。

よって、政府におかれては、次のとおり保存期間を延長されるよう強く要望する。

記

- 一 除籍簿 現行八十年を百年に
 - 二 除かれた戸籍附票 現行五年を二十年に
 - 三 除かれた住民票 現行五年を二十年に
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
- 平成九年七月八日

香川県議会

(自民、社民、改新、共産、維新の会五会派十一議員の共同提出)

【九月県議会定例会】

私学助成の拡充発展に関する意見書案(可決)

私立学校は、建学の精神に基づき、独自の校風と自主的な運営を通じて特色ある教育活動を展開し、教育の普及及び質的な向上に大きな役割を果たしているところである。

しかしながら、生徒数の長期的減少傾向から私立学校を取り巻く環境は、極めて厳しいものがあり、私立学校の経営基盤を確立し、教育条件の向上と保護者負担の軽減が強く求められている。

こうした中、政府がまとめた財政構造改革会議の財政再建報告では、私学助成について「集中改革期間中において経常費助成を対前年度同額以下に抑制するなどにより、助成総額を厳しく抑制する」としており、現在、その法制化も進められている。

二十一世紀のわが国を担う個性豊かな人材の育成、新しい時代に対応した特色ある教育が求められる中、私立学校の果たす役割はますます大きいものがある。

よって、政府におかれては、このような私立学校の現状を強く認識され、健全な発展を図るため、私学助成の国庫補助金制度の堅持と一層の拡充発展に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

地方公共交通の維持確保に関する意見書案(可決)

バス・鉄道等の公共交通機関は、通勤・通学者や児童、身体障害者、高齢者などの必要不可欠な交通手段として、地域住民の生活の維持発展に大きな役割を担っているものの、地方においては、過疎化の進行や家用車の普及などによって、その経営状況は大変厳しい現状にある。

このような中、昨年十二月、行政改革委員会・規制緩和小委員会は、規制緩和の推進に関する提言を総理大臣に提出したが、その中で、バス・鉄道についても「需給調整規制の撤廃」を基本とする市場原理を導入することとしており、運輸省もこれを受け、利用者保護・安全確保の観点から必要な措置を講じつつ、おおむね三～五年後に実施するという抜本的な見直しの方針を示したところである。

しかしながら、公共交通分野への市場原理の導入による規制緩和は、採算性のよい路線においては新規参入が集中する一方で、不採算路線からの撤退が相次ぐなど、公共交通のない地域が一層拡大することが予想され、地域住民にとって深刻な事態となることが懸念される。

よって、政府におかれては、バス・鉄道等公共交通の規制緩和に当たっては、公共性や公益性の維持と安全確保から慎重に対処するとともに、地方のバスや鉄道等の生活路線の維持対策については、新たな制度等関係者の意見・要望等を十分に反映し住民生活の支障を来さない公共交通体系を確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する

意見書案(可決)

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命・財産を守り、

国土を保全して安全で豊かなるおのいのある地域づくりを進めるため、最も優先的に実施すべき根幹的事業であり、緊急かつ計画的に整備すべき国政の重要な課題である。

しかしながら、本県においては、風化の進んだ花崗岩^{かこう}が広く分布した地質条件と、土地利用の高度化が進んでいるところから、防災施設の整備を必要とする箇所が多数存在しているにもかかわらず、その整備状況は、依然として低い水準にあり、梅雨や台風などによる大雨の際には、多くのがけ崩れが発生し、家屋に被害が及んだり、また、住民避難も繰り返されているところであり、その対策が強く求められている。

よって、政府におかれては、平成十年度を初年度とする新たな「第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」を策定し、計画的な対策を講じるとともに、安全で快適な地域社会の基盤の形成など、急傾斜地崩壊対策事業をより一層推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

政府行政改革会議の中間報告の見直しに関する意見書案(可決)

先に、政府の行政改革会議において取りまとめられた中間報告によれば、国土行政に関する組織編成としては、国土開発省と国土保全省の二本立てとなっており、河川行政は、道路、まちづくり等の他の国土行政と分離し、農業行政と統合され、国土保全省の所管となっている。

しかしながら、現在、国・地方いづれにおいても、道路、都市、住宅等の行政と一体となって、円滑かつ効果的に機能している河川行政を分離し、新たな組織に所掌させることは、効率的、一体的な国土の整備を図る上での障害となる懸念がある。

とりわけ、全国でも稀な渇水県であり、平素から香川用水の多大な恩恵を蒙^{こう}っている本県にとっては、一旦異常渇水が発生すれば、建設省四国地方建設局の所管する吉野川水系水利利用連絡協議会による渇水調整の場にお

ける緊急かつ迅速な対応が、必要不可欠の命題である。

こうしたことから、中央省庁の再編に伴い、同協議会における機能が低下することにもなれば、現在のような対応は到底不可能となり、県民の日常生活に必要な水資源を確保する上で、本県が受ける打撃は計り知れないものがある。

よって、政府におかれては、これらの問題点を慎重に考慮の上、行政改革に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会
(自民、社民、改新、維新の会四会派十一議員の共同提出)

行政書士制度の改正についての意見書案(可決)

平成九年六月二十六日、行政改革委員会・規制緩和小委員会は、「行政書士による書類作成業務独占の廃止」についての論点公開をしたが、行政書士制度は、国民の権利等に関する利益の擁護の速やかな実現や、行政の円滑な推進に寄与するなど、多大な公益的役割を果たしている。

行政書士に対しては、業務の独占を認める代わりに守秘義務などの義務が課されていることから、依頼者のプライバシーの保護や違法行為の発生等が防止されているところである。

また、官公署に提出される多くの書類は、行政書士により適正に作成されていることから、その事務の効率化が図られており、ひいては国民の利便に資することになる。

地方分権が推進される中、地方公共団体における行政の円滑かつ効率的な運営のためには、行政手続きの専門家である行政書士の役割は重要である。

よって、政府におかれては、行政書士制度の改正については慎重に取り扱うよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会

(自民、社民、改新、共産、維新の会五会派十一議員の共同提出)

新たな道路整備五箇年計画の策定と道路特定財源の確保

に関する意見書案(可決)

道路は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基本的な社会資本であり、各種の交通機能から空間機能に至るまで、極めて多面的な機能を有しており、実に様々な効果を我々にもたらしている。

本県においては、景気低迷の続く厳しい財政状況の中ではあるが、来るべき本州四国三架橋時代はもちろん、二十一世紀に向けた魅力ある「田園都市香川」の形成を図るため、香川県二十一世紀長期構想に沿って、各般の施策や事業を推進しているところであり、なかでも、高規格幹線道路として現在建設が進められている四国横断自動車道「高松―鳴門間」、地域の連携と交流圏の拡大を図る地域高規格道路「高松空港連絡道路」をはじめとする高速道路から一般国道・県道・市町村道に至る道路網の整備は、地域基盤の根幹を成すものとして、最も緊急かつ不可欠な課題となっている。

よって、政府におかれては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、平成十年度を初年度とする「新たな道路整備五箇年計画」を早期に策定し、道路政策を計画的かつ重点的に推進されるとともに、そのための財源として、揮発油税、地方道路税、自動車重量税、軽油引取税、自動車取得税に現在設定されている暫定税率の適用期限を五年間延長することにより、国及び地方の道路特定財源を確保し、その全額を道路整備費に充てることと併せ、本県への傾斜配分についても格別の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会
(自民、社民、改新、維新の会四会派十一議員の共同提出)

地方税財源の確保に関する意見書案（可決）

現在、国・地方を通じ危機的な状況にある財政の健全化に取り組むことが喫緊の課題とされている。

また、実施段階を迎えた地方分権を有効なものとし、自主的・自立的な行政運営を行うため、事務事業の権限移譲、国庫補助・負担金の整理合理化等に対応した地方一般財源の充実確保を図ることが肝要である。

特に、地方税については、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を極力縮小する方向で、国から地方への税源移譲を行うなど、地方分権の推進に即した地方税制を確立することが必要である。

このような中であって、来年度税制改正について、法人課税の見直しが議論されているところであるが、法人関係税は、地方税収において主要な地位を占める極めて重要な財源である。

よって、政府におかれては、税制改正を行うに当たっては、地方自治の根幹をなす地方公共団体の固有財源である地方税について、法人課税を堅持し、地方分権の推進に即した地方税財源の充実確保が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十月九日

香川県議会

（自民、社民、改新、つなぐ会、維新の会五会派十一議員の共同提出）

【十二月県議会定例会】

「国民の祝日に関する法律」の改正に関する意見書案（可決）

近年、生活の豊かさやゆとりの実感できる生活への志向が高まり、その環境作りとして、労働時間の短縮や週休二日制の普及などにより、余暇時間も拡大してきたが、連続休暇の取得は依然として低調である。

このような状況のもと、真に豊かな余暇を目指すための有効な方策の一つが「祝日の月曜日指定による三連休化」である。これは祝日の数を増やすことなく、現在十四日ある国民の祝日のうち、幾つかを月曜日に指定することにより、連続休暇を創出するものである。

これにより、ゆとりある生活スタイルの実現、休暇の分散化はもとより、地域の活性化、経済波及効果も期待され、その実現は極めて意義深いものがある。

よって、政府におかれては、「国民の祝日に関する法律」を改正し、現行の国民の祝日の一部を月曜日に指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十二月十八日

香川県議会

（自民、社民、改新、つなぐ会、維新の会五会派十一議員の共同提出）

船員の洋上投票実現を求める意見書案（可決）

わが国は、四方を海に囲まれ、海運や漁業等に従事する船員が、日夜世界の海で活動している。

現在、長期にわたる遠洋航海と漁業に従事する汽船や漁船の船員の投票の機会については、一般不在者投票のほかに、指定船舶や日本各地の指定港での不在者投票が認められているものの、十分とは言えず、特に、専用船・高速船化にともなう停泊期間の短縮と遠洋漁業の長期無寄港操業による長期航海の場合、現行法では船員の投票は事実上不可能である。

さらに、最近の国政選挙の公示期間の短縮も、現行法下での選挙権の行使を一層困難にしている。

こうした洋上で働く船員に対して、選挙権の行使の機会を確保することは、憲法で定められた国民固有の権利を保障する上からも強く望まれるところである。

よって、政府におかれては、わが国の船員が洋上からの選挙権の行使によって、政治への参加が可能となる方策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十二月十八日

香川県議会

（全会派十二議員の共同提出）

子どもの商業的性的搾取撤廃に関する意見書案（可決）

現在、児童を性的対象にするポルノや買春、性的虐待などは国内外を問わず、看過できない重大な社会問題となっている。

平成八年八月には、スウェーデンにおいて「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、「子どもの商業的性的搾取及び他の形態の性的搾取を犯罪とすること」、「子どもの商業的性的搾取を撤廃するための法律、政策等を必要に応じて見直し、改正すること」などの宣言とともに「行動のための課題」が採択され、我が国も今後この問題に積極的に取り組む必要がある。

しかしながら、我が国の現行法では、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待などから子どもを保護するうえで十分とはいえない状況にある。

よって、政府におかれては、世界の子どもの健全な成長を願う立場から、これらの趣旨を踏まえて、関係法令の整備を進めるとともに、関係施策の見直しを行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十二月十八日

香川県議会

（全会派十二議員の共同提出）

難病対策の充実に関する意見書案（可決）

現在、厚生省は、公衆衛生審議会成人病難病対策部会報告「今後の難病対策の具体的方向について」を受けて、特定疾患治療研究事業における全額公費負担の見直しなどを検討しているところである。

しかしながら、難病患者は苦しい闘病・療養生活を余儀なくされ、患者やその家族は、医療費をはじめ、経済的、精神的に大きい負担を抱えていることから、早急な対策の拡充強化が求められているところである。

香川県においては、国の特定疾患治療研究事業として指定されている三十八疾患に加え、県単独として六疾患を指定して、特定疾患治療研究事業を実施し、早期治療の促進と医療費負担の軽減を行うなど難病対策に積極的に取り組んでいるところである。

よって、政府におかれては、患者が安心して医療を受け、生き甲斐をもつて過ごすことができるよう、疾病の早期原因解明と治療法の確立を図るとともに、特定疾患治療研究事業の全額公費負担を堅持し、総合的な難病対策の早期確立を目指し、難病対策の一層の充実・拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成九年十二月十八日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

【二月県議会定例会】

児童手当制度の充実に関する意見書案（可決）

いま、我が国においては、高齢化が急速に進行する一方で、合計特殊出生率の低下に端的に示されているように、年少人口が減り続け、今後さらに少子化が進むことが予測されている。

すでに国の人口問題審議会報告や国民生活白書も少子化対策の重要性を指摘しているところであり、少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった子ども自身への影響や、人口の高齢化、労働人口の減少による社会保障費用の現役世代への負担の増大、地域社会の活力の低下など、今後の我が国の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした中、国や自治体は少子化対策の様々な取り組みをしているところであるが、未だに効果的な対策が十分講じられているとはいえない。少子化への対応については、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境整備が重要であり、子育てに伴う経済的負担の増大が少子化をもたらす要因の一つとなっていることから、経済的支援策が強く望まれるところである。とりわけ、わが国の児童手当制度については、西欧諸国に比較しても、支給水準が低額で対象児童の範囲も狭く、抜本的改正が必要である。

よって、政府におかれては、現行の児童手当制度について、更に充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年三月二十四日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

公的臍帯血バンクの早期設立等に関する意見書案(可決)

白血病や再生不良性貧血などの血液疾患に対する有効な治療方法として、今日、骨髓移植が一般的に行われており、多くの患者が社会復帰している。

これらの成果は、専ら骨髓提供者の存在と、国が支援する公的骨髓バンクの結成に負うところが極めて大きいと言われているが、骨髓移植のHLA適合の問題等から、この治療を受けられず、不幸にして命を落とす例も少なくない。

こうした状況の中で、出産直後の、へその緒や胎盤に残った胎児の臍帯血には、良質の造血幹細胞が含まれていることから、最近、臍帯血移植が、血液疾患の新しい治療技術として、注目を集めている。

この臍帯血移植は、骨髓移植と異なり、提供者に外科的行為を要せず、時間的な負担がなく経済的で、しかも、患者にとっても拒絶反応が起きにくいとも言われるなど、多くの利点があるが、現在は、一部の医療施設で自主的に、当該施設の負担と医師等のボランティアで行われているのが実状である。

よって、政府におかれては、臍帯血移植治療の円滑な実施に向けて、次の事項の実現を図られるよう強く要望する。

- 一 国の支援に基づく公的臍帯血バンクを早期に設立すること。
 - 二 臍帯血を国の血液事業の中で適正に位置づけること。
 - 三 臍帯血の採取・輸送・検査・保存・供給等が安全に推進されるよう、統一的なガイドラインを作成すること。
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
- 平成十年三月二十四日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

林業・木材産業の振興に関する意見書案(可決)

森林は、林産物の供給をはじめ、水資源の涵養、山地災害の防止等の機能を通じて、古くから国民生活と深く関わっている。

また、地球の温暖化、熱帯林の減少といった地球環境問題が大きく取り上げられており、昨年十二月に開催された地球温暖化防止京都会議では、二酸化炭素を固定し、環境保全に貢献するという森林の重要な役割が明確に位置づけられ、森林の持続的な経営への取り組みが改めて世界的な課題とされたところである。

しかし、これまで各般の支援策が講じられてきたにもかかわらず、林業、木材産業の収益性は著しく損なわれる一方、山村地域の過疎化の進行による担い手の減少・高齢化等から、これまで営々として造り育てられてきた森林も手入れが十分になされないなど、地域経済の一翼を支えてきた林業、林産業の衰退には目を覆うものがある。

さらに、財政構造改革の推進による国の公共事業予算削減傾向もあり、こうした状況が続くならば、もはや林業・木材産業の自助努力だけでは、この難局を乗り切ることは不可能であって、将来の国産材時代の実現はどうか国民生活の基盤の維持さえ困難といわざるを得ない。

よって、政府におかれては、かかる状況をご賢察のうえ、国内林業・林産業の振興を図り、重要な国土基盤である森林・山村を強化するため、次の事項について、強力な対策を講じられるよう強く要望する。

- 一 林業・木材産業の活性化に向けた施策を強力に推進すること。
 - 二 土地流動化、住宅の建築・取得等の促進に係る税制上の優遇措置を拡充すること。
 - 三 木造建築の促進等木材需要の拡大策を講じること。
 - 四 林業・木材産業関係企業に対する金融の円滑化を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
- 平成十年三月二十四日

香川県議会

(自民、社民、改新、つなぐ会、維新の会五会派十二議員の共同提出)

平成十年度

【六月県議会定例会】

インド及びパキスタンの核実験に抗議し、核実験と

核兵器開発の中止を求める決議案（可決）

核兵器の廃絶は、世界唯一の被爆国である日本はもとより、全世界の人類共通の切実な願いであり、あらゆる方面で懸命な努力が行われているところである。

しかるに、インド及びパキスタンが、今般、相次いで核実験を強行したことは、核兵器の廃絶への国際的な努力を無視した暴挙であり、いかなる理由があろうとも断じて容認できるものではない。

香川県議会は、これまでも、「非核宣言県」の県議会として核兵器の廃絶と恒久平和の実現に取り組んできたところである。

ここに、本県議会はインド及びパキスタンの核実験に嚴重に抗議するとともに、すべての国の核実験と核兵器開発を即時中止するよう強く要求する。

右決議する。

平成十年七月二十四日

香川県議会

（全会派十三議員の共同提出）

【九月県議会臨時会】

北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議案（可決）

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は、去る八月三十一日、何らの事前通告もなく、長距離弾道ミサイルを発射し、その弾頭部分は、三陸沖の公海上に着弾した。発射されたミサイルは、我が国上空を通過しており、航空機や船舶などに衝突して大惨事となった可能性も皆無とはいえず、近代国家にあるまじき危険極まりない愚行である。

こうした北朝鮮の行為は、我が国の主権と安全を脅かすばかりでなく、北東アジアの平和と安定に深刻な影響を与えると同時に、大量破壊兵器及

びミサイルの拡散防止に向けた国際的努力に対する重大な挑戦である。

さらに、我が国が人道的かつ平和的に取り組んできた日朝国交正常化交渉や食糧援助、また、朝鮮半島エネルギー開発機構による軽水炉支援に対する国際的努力を全く無視する行為であり、このような非友好的かつ無謀な暴挙を断じて許すことはできない。

よって、本県議会は、人工衛星という説もあるものの、北朝鮮のミサイル発射に嚴重に抗議し、このような発射を二度と行わないことを強く求める。

右決議する。

平成十年九月十四日

香川県議会

（自民、県政会21、社民、改新、清交会、清風会、共産、民主リベラル八会派十三議員の共同提出）

【九月県議会定例会】

私学助成の拡充発展に関する意見書案（可決）

個性豊かな人材の育成、新時代に対応した特色ある教育が求められる中、私立学校は、建学の精神に基づき、独自の校風と自主的な運営を通じて特色ある教育活動を展開し、学校教育の重要な一翼を担い、その果たす役割は、極めて大きなものがある。

しかしながら、生徒数の減少等、私立学校を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しており、私立学校の経営基盤を確立し、教育条件の向上と保護者負担の軽減が強く求められている。

こうした中、財政難とはいえ、私立学校に対する経常費助成費補助金は平成六年度に大幅に削減されて以来、平成十年度においても、未だ平成五年度の水準に還元されていないのが実情である。

また、凍結も検討されているものの、平成九年十一月に制定された「財政構造改革法」においては、私学助成に係る量的縮減目標として「前年度の額を上回らないようにする」ことを掲げているところである。

よって、政府におかれては、このような私立学校の現状を強く認識され、

健全な発展を図るため、私学助成の国庫補助制度の堅持と一層の拡充発展に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十月十四日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

経済対策における税制改正に関する意見書案(可決)

戦後最悪とも言われるわが国の深刻な経済状況を反映し、地方財政は、自主財源の主要部分を占める税収の大幅な落ち込みや過去の景気浮揚策での諸事業の実施等に伴う公債費の増加などにより多額の財源不足が見込まれるなど極めて厳しい状況にある。

こうした中、政府においては、長引く景気低迷に対処すべく経済再生を図ることを緊急の課題とし、地方税を含む恒久的な減税を実施する方向で検討を行っているが、地方の基幹的税目である法人事業税や個人住民税の減税を実施した場合、地方自治体の財政運営に極めて深刻な影響が及ぶことが懸念され、また、地方税財源の充実確保を強化することとしている地方分権推進計画の趣旨に反することとなる。

よって、政府におかれては、今後経済対策のため実施される減税を行うに当たっては、地方税に偏ることなく、国税を中心に考え、地方に与える減収影響をできるだけ最小限に止めるとともに、地方税の減収分に対しては、適切な財源措置が講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十月十四日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

新たな農業基本法の制定に向けての意見書案(可決)

二十一世紀に向けて地球規模の食料・人口・環境問題が懸念されている中、我が国農業は、効率化が一層求められている一方、食料生産にとどまらず、

国土や環境の保全など、農業、農村の多面的機能・役割を持続的に発揮していくことが重要な課題となっている。

本県においても農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農業生産力の低下や耕作放棄地の増加など、農業のみならず地域社会の維持に対する危機感が深まっている。

このような中で、政府は、新たな農業基本法を制定するため「食料・農業・農村基本問題調査会」を設置し、食料・農業・農村政策の基本的な考え方、具体的な政策の方向について検討を進め、この度、最終答申が出されたところであるが、農業者が自信と誇りを持って取り組める農業、誰もが訪れ住みたくするような生き生きとした農村を実現するためには、中長期的視点に立った食料・農業・農村に関する力強い政策理念の提示が必要である。よって、政府におかれては、次の事項を基本とした、新たな農業基本法を制定されるよう要望する。

記

一 国内生産を基本とした食料安全保障政策の確立及び農業・農村の多面的役割を踏まえた農業・農村政策を確立すること。

二 食料自給率の目標、主要農畜産物の生産目標の明確化など、国内生産を基本とする食料の安定供給確保をめざす食料政策を確立すること。

三 農地の総量確保、経営安定対策の確立、多様な担い手の確保など、持続的発展をめざす農業政策を確立すること。

四 農業の中心的担い手の所得確保と経営の安定の観点から、農畜産物の価格変動による農家の所得への影響を緩和するための所得確保・経営安定対策を確立すること。

五 株式会社一般の農地の権利取得については、認めないこと。

なお、農業生産法人制度の見直しにあたっては、生産農家が農地を所有する原則を堅持し、家族農業経営との調和や地域農業への適合の観点から実効性のある措置を講じること。

六 中山間地域などの条件不利地域における日本型デカップリングの確立や都市農業の振興など、都市と農村の共生による均衡ある発展をめざす農村政策を確立すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十月十四日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

景気回復・雇用創出に関する意見書案(可決)

いま、景気は戦後最悪ともいえる状況にあり、不況の長期化などによる高い失業率と雇用不安とともに、更には高齢社会に対する社会保障制度の改革の行方と負担増への先行き不安が大きいといえる。

こうした不安を払拭するためには、「安心・安定の社会づくり」に向けた緊急対策が必要であり、国では十六兆円超の総合経済対策を実施しているところであるが、引き続き景気回復と雇用確保のための追加の緊急経済対策の早急な実施が求められるところである。

具体的には、現在取りまとめ中の消費拡大による景気回復のための四兆円規模の所得減税を中心とした七兆円減税の早期実施と大規模な雇用の創出に向けた政策とその実行が急務である。

よって、政府におかれては、景気回復に向けた予算編成を行うとともに大規模な雇用の拡大を積極的に図られるよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十月十四日

香川県議会

(自民、県政会21、社民、改新、清交会、清風会、民主リベラル七会派十一議員の共同提出)

道路整備費の確保及び道路特定財源の堅持に関する意見書案(可決)

道路は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基本的な社会資本であり、各種の交通機能から空間機能に至るまで、極めて多面的な機能を有しており、その整備に強い期待が寄せられている。

本県においては、景気低迷の続く厳しい財政状況の中ではあるが、本州

四国三橋時代を目前に控え、二十一世紀に向けた美しい田園と活力あふれる香川県の創造をめざして、各般の施策や事業を推進しているところであり、中でも、高規格幹線道路として現在建設が進められている四国横断自動車道「高松―鳴門間」、地域の連携と交流圏の拡大を図る地域高規格道路をはじめとする高速道路から一般国道・県道・市町村道に至る道路網の整備は、地域基盤の根幹を成すものとして、最も緊急かつ不可欠な課題となっている。

よって、政府におかれては、地方における道路整備の重要性を十分認識され新道路整備五箇年計画に基づき、道路政策を計画的かつ重点的に推進されるとともに、そのための財源として、揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源を堅持し、一般財源化、あるいは道路以外の用途へ転用することなく、その全額を道路整備費に充てることと併せ、本県への傾斜配分についても格別の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十月十四日

香川県議会

(自民、県政会21、社民、改新、清交会、清風会、民主リベラル七会派十三議員の共同提出)

【十二月県議会定例会】

私学教育費減税制度の創設に関する意見書案(可決)

私立学校は、建学の精神に基づき、独自の校風と自主的な運営を通じて特色ある教育活動を展開し、学校教育の重要な一翼を担い、その果たす役割は、極めて大きなものがあることから、本県においても、従来から私学助成の充実に努めてきたところである。

しかしながら、生徒数の急激な減少で、私立学校を取り巻く経営環境は、ますます厳しさを増しているところであり、また、公立学校に比べ、保護者の教育費の負担が大きく、格差が生じているところである。

よって、政府におかれては、このような実情を十分認識され、保護者の教育費負担の公私間格差の是正を図るため、私立学校に通う生徒等の保護

者を対象とした、私学教育費にかかる減税制度を創設することについて、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十二月十七日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

過疎地域活性化のための法的措置に関する意見書案(可決)

過疎地域の活性化については、昭和四十五年の過疎地域対策緊急特別措置法、昭和五十五年の過疎地域振興特別措置法及び平成二年の過疎地域活性化特別措置法に基づく国の施策が総合的に講ぜられたことにより、各種の公共施設の整備が図られるなど、着実にその成果をあげてきたところである。

しかしながら、過疎地域においては、若年層の流出や少子化に伴って高齢化が著しく進行し、地域の活力が減退するなど幾多の問題を残しているのが現状である。

このような現況下において、過疎地域自治体の多くは、財政基盤が脆弱である上に、産業活動の基盤となる社会経済基盤の整備が遅れており、引き続き、交通・通信基盤、生活環境整備等の定住対策、都市との交流促進などの地域の活性化策を総合的に推進する必要がある。

よって、政府におかれては、過疎地域活性化特別措置法の期限後においても、新しい社会経済環境に即した過疎地域活性化のための新たな立法措置を講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十二月十七日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

犯罪被害者救済制度の充実に関する意見書案(可決)

オウム真理教による地下鉄サリン事件、テロ爆弾事件として最近の毒物

混入事件等々、不法集団や異常者等による犯罪が後を絶たない。そして不幸にしてこれらの犯罪に遭遇した被害者及びその家族や遺族の方々は、著しい身体的・精神的打撃に加え、深刻な生活難に追い込まれている。

こうした犯罪被害者の救済制度として、現在、「犯罪被害者等給付金支給法」があり、その下で一定の給付金が支給されているところであるが、内容的になお一層の拡充を図る必要があり、さらに犯罪被害者の精神的被害に対する支援体制の整備も急務となっている。

よって、政府におかれては、不法集団等によるこうした犯罪の根絶を期すとともに、犯罪被害者救済制度の充実を図るために、次の事項について、特段の措置を講ずるよう、強く要望するものである。

記

一 死亡及び重障害に対する給付金額の増額を図るとともに、重障害の適用範囲を拡大すること。

二 遺族に対する奨学金や見舞金の増額を図ること。

三 犯罪被害者が置かれている現状等を調査し、カウンセラー等による精神的対策や被害者を守る社会的支援策の構築を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十二月十七日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

介護保険制度導入に伴う介護サービス基盤の充実強化

を求める意見書案(可決)

高齢者介護の問題は、少子・高齢化の急速な進行に伴い、国民の老後生活における最大の不安要因であり、高齢者や家族だけでなく、我が国社会全体として取り組むべき極めて重要な課題である。

このため、介護保険制度が創設され、保険者となる市町村は導入に向けた様々な準備を進めているところであるが、介護サービスの基盤整備、財政運営の安定化、事務処理体制の整備等の課題が山積している。そこで、介護保険制度が円滑、かつ安定的に実施されるよう、基盤整備の拡充とと

もに、新たなシステムを構築するための体制の確立や人材の養成が必要である。

よって、政府におかれては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 一 介護保険制度導入に十分対応できるよう、施設整備やホームヘルパー等の人材育成・確保等の基盤整備の財政措置を拡充すること。
 - 二 調整交付金、財政安定化基金に係る具体的基準を早期に示すとともに、市町村の保険財政の安定的な運営について十分な配慮を行うこと。
 - 三 利用料及び第一号保険料については、低所得者の負担が軽減されるよう必要な配慮を行うこと。
 - 四 要介護認定については、公平、公正に、また円滑、迅速に審査判定が実施できるよう、適切な対策を講じること。
 - 五 市町村の事務処理については、実施上の課題等について適切な対策を講じ、所要事務費については十分な財政措置を講じること。また、広域的な取り組みに対する支援措置を充実すること。
 - 六 介護サービスに参入する民間事業者については、制度の運営に混乱の生じないよう、指定基準の設定やサービス提供のあり方等について適切な配慮を行うこと。
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
- 平成十年十二月十七日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

四国地方建設局の機能存続に関する意見書案(可決)

現在、政府におかれては、中央省庁等改革による新たな体制づくりが検討されているが、四国地方は、厳しい自然条件の下、水害・土砂災害等の災害や渇水に対して、極めて脆弱な状況に置かれており、また、高速道路をはじめとする様々な社会基盤の整備も、全国レベルと比較しても著しく立ち遅れている。

とりわけ、全国でも希少な渇水県であり、平素から香川用水の多大な恩恵を蒙っている本県にとっては、一旦異常渇水が発生すれば、建設省四国地方建設局の所管する吉野川水系水利用連絡協議会による渇水調整の場における緊急かつ迅速な対応が必要不可欠であり、国のブロック機関としての中心的な役割を果たしている四国地方建設局の現在の機能について、今後とも期待するところが極めて大である。

加えて、四国地方は、来春の尾道―今治ルートの開通により、いよいよ本四三橋時代を迎えることとなり、四国が三橋効果を最大限に生かし、新たな発展に結びつけていくためには、三橋を中心として、これに繋がる高速交通基盤をはじめとする社会資本の整備を図っていくことが重要であり、国のブロック機関を四国地方に存置することは、極めて大きな意義を持つものである。

よって、政府におかれては、国土交通省の地方支分部局の設置に当たり、現在の四国地方建設局が果たしている地域に即した機能を、引き続き存続させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十年十二月十七日

香川県議会

(自民、県政会21、社民、改新、清交会、清風会、民主リベラル、あすなろ会八会派十四議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

地方税源の充実に関する意見書案(可決)

地方の借入残高は、平成十一年度末では百七十兆円を超えることが見込まれ、地方財政は一層窮乏の度を深めている。このままでは、福祉や教育などにおける行政サービス水準の低下を招き、住民生活に深刻な影響を与えることが懸念される。

しかし地方公共団体は、いかなる状況下においても、様々な住民サービスを安定的に供給する責務を有しており、そのためには、安定的で確固たる行財政の基盤を確立することが緊急かつ不可欠となっている。

こうした中、地方公共団体には、福祉、安全、教育、環境などの住民生活の向上のための課題が山積みしており、これらを着実に実施していくためには、地方財政の早期の健全化を図る必要がある。

国においては、こうした観点から、昨年五月に地方分権推進計画を閣議決定したところであり、その中においては、地方における歳出規模と地方税収との乖離^{（ひらき）}をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ地方税の充実確保を図ることとしている。

よって、政府におかれては、この乖離を縮小するため、早急に税制改革を行い、国から地方への税源の移譲を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年三月十六日

香川県議会
(全会派十五議員の共同提出)

聴覚障害者の社会参加を制限する法律の早期改正 を求める意見書案（可決）

一九八一年の国際障害者年は、「完全参加と平等」をテーマに掲げ、国際的にも国内的にも、障害者に対する差別をなくし、社会的理解を広げるために大きな力となり、障害者の社会参加と平等の保障は、我が国でも着実に前進し、「ノーマライゼーション」の理念が社会に広く浸透してきている。

しかし、医師法、薬剤師法、保健婦助産婦看護婦法などの法律においては「耳が聞こえない者、口がきけない者」を絶対的に欠格事由と規定し、聴覚障害者に資格や免許を与えないなどの制限をしている。

また、著作権法では、映画やテレビ番組を録画したビデオテープに手話通訳や字幕を付するといった変更が認められていないため、テレビ番組を自由に享受し、情報を得て生活向上に利用する活動が制限されている。公職選挙法では、候補者のテレビ政見放送はそのまま放送することを規定しており、参議院比例代表選出議員選挙や衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の政見放送に手話通訳や字幕を付することが認められていないため、聴覚障害者は候補者等の政見を知る機会が制限されている。

よって、政府におかれては、聴覚障害者にとって社会参加を制限する法律を、ノーマライゼーションの理念に基づき、早期に改正されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年三月十六日

香川県議会
(全会派十三議員の共同提出)

児童手当制度の拡充を求める意見書案（可決）

現在、我が国においては、急速な高齢化が進む一方で、合計特殊出生率が平成八年に一・四三人、同九年には過去最低一・三九人と、一段と少子化傾向を強めている。少子化傾向は先進国共通の現象ではあるが、我が国は、イタリアやドイツなどに次いで低い水準となっている。そのため、十四歳以下の年少人口は、昭和五十七年以降減少に転じ、平成九年には年少人口割合が六十五歳以上の老年人口を下回る事態となっている。

すでに指摘されているように、こうした少子化の進展は、人口構成にアンバランスを生じさせ、社会や経済の活力低下をもたらすとともに、とりわけ年金や医療等の社会保障に重大な影響を与えることが懸念されている。

こうした少子化に対しては、昨今、国や地方公共団体により、様々な措置が講じられつつあるが、十分に効果を上げていたとは言えない状況である。少子化への対応については、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境整備が極めて重要であり、子育てに伴う経済的負担の増大が少子化をもたらす大きな要因となっている現状から見て、経済的支援への要望は切実なものがある。とりわけ、我が国の児童手当制度については、欧州先進国に比較しても、支給水準が低額で対象児童の範囲も狭く、我が国の将来を担う子どもを「社会全体で育てる」という観点からは、十分であるとは言えない状況にある。

よって、政府におかれては、現行の児童手当制度について、支給対象年齢や支給水準等を拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年三月十六日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

日米ガイドライン関連法案の撤回を求める意見書案(否決)

今国会に提案されている「周辺事態法案」「自衛隊法の一部改正案」「米
国との物品役務相互提供協定改正案」の二法案一協定は、二十一世紀にお
ける日本のとるべき進路と世界平和に逆行するばかりか、東アジア諸国に
不信と脅威を与えている。

これらの法案は、日本の防衛というより、有事を想定した米国の武力介
入に日本が協力するための法的整備といわざるをえないものであるととも
に極東の範囲を周辺事態という曖昧な規定に改め、自衛隊の海外派兵と武
器使用など海外における集団的自衛権の行使に道を開くものであり、これ
までの政府見解を大きく逸脱し、明らかに憲法に抵触するものである。また、
国会の承認を避けて事後報告ですませようとすることは、日本政府がこれ
までとってきた専守防衛、シビリアンコントロールなど防衛政策の基本を
大きく変えるものでもある。

さらに問題なのは、有事に際し、自治体に協力を求めることができる
されており、空港、港湾、補給、輸送、修理及び整備、医療、通信など地
域住民の生活と安全に重大な影響を与えかねないことである。

日本は、第二次世界大戦を誘発した国として、村山総理談話に示された
ように、周辺諸国はもとより世界各国に向かって、お詫びの気持ちを真摯
な態度で現し、平和のための外交政策の展開を最優先すべきである。

よって、政府におかれては、日米ガイドライン関連法案を撤回されるよ
う強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年三月十六日

香川県議会

(社民、つなぐ会、民主リベラル三会派六議員の共同提出)

平成十一年度

【四月県議会臨時会】

高速自動車道促進特別委員会設置に関する決議案(可決)

高速交通体系の整備促進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規
定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

高速自動車道促進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、四国横断自動車道及びいわゆる高規格幹線道路などの建
設促進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会
中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を
終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、改新、共産、民主五会派九議員の共同提出)

都市開発整備対策特別委員会設置に関する決議案(可決)

都市開発の整備対策に関する重要施策を調査検討するため、香川県議会
委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

都市開発整備対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、大規模な都市開発の整備対策に関する重要施策を調査検

討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会
(全会派十一議員の共同提出)

水資源対策特別委員会設置に関する決議案(可決)

水需給両面からなる総合的な水資源対策の推進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

水資源対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、水需給両面からなる総合的な水資源対策の推進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十二名とする。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会
(全会派十一議員の共同提出)

行財政改革推進特別委員会設置に関する決議案(可決)

地方分権の時代にふさわしい行財政制度の確立を推進するため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

行財政改革推進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、県の行財政改革の推進について調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会
(自民、改新、共産、つなぐ会、民主、参加する会六会派九議員の共同提出)

少子高齢社会対策特別委員会設置に関する決議案(否決)

急速に進行する少子・高齢化の対策を推進するため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

少子高齢社会対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、少子高齢社会に対応する諸施策について調査検討し、そ

の結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会

(社民・県民連合六議員の提出)

地方分権一括法案の早期成立を求める決議案(可決)

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」が、先月の二十九日に国会に提出され、地方分権は、いよいよ計画の段階から実施の段階へ入ったところである。

この法案は、地方分権推進委員会の四次に亘る勧告に基づいて作成された地方分権推進計画の内容に沿って取りまとめられたものであり、地方公共団体が長年の課題としてきた地方分権の推進にとって、誠に大きな意義を有するものである。また、総数四百七十五本という膨大な量の法律改正から成るこの法案は、大半が平成十二年四月一日に施行されることから、地方公共団体では、今後、法律改正後の事務事業の円滑な執行のため、限られた期間の中で、新たな条例、規則の制定や改廃、必置規制の見直しや事務・権限の移譲等に伴う執行体制の整備などが急がれるところである。よって、本県議会は、地方分権推進の立場から、同法案が、今国会において十分に審議され、早期に成立されるよう強く求めるものである。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、改新、民主四会派八議員の共同提出)

香川県議会議長大喜多治君不信任に関する決議案(審議未了)

香川県議会は、香川県議会議長大喜多治君を信任しない。

右決議する。

平成十一年四月三十日

香川県議会

(社民・県民連合六議員の提出)

【六月県議定会定例会】

国旗・国歌の法制化に関する意見書案(可決)

政府は、六月十一日「国旗及び国歌に関する法律案」を閣議決定し、第百四十五回国会に上程した。この法案は、「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌として法制化するものである。

「日の丸」と「君が代」は、我が国の国旗・国歌として国民の間に定着し、国際社会においても広く認知され、今日に至っている。これを法制化することは、慣習として国旗・国歌とされていた「日の丸」・「君が代」をより明確に位置づけるものであり、何人もこれを強制されるものではない。

このことにより、二十一世紀に向けてますます国際化する世界において、将来の担い手である青少年を含む国民すべてが、我が国に対する誇りを持ち、ひいては他国の国旗・国歌を尊重する国際感覚を養うことができるものである。

よって、政府におかれては、「国旗及び国歌に関する法律案」の速やかな成立を図るための努力をされるとともに、「日の丸」・「君が代」が、国民すべてに国旗・国歌として尊重される環境づくりに一層努力されるよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年七月八日

香川県議会

(自民、改新二会派八議員の共同提出)

組織犯罪対策関連三法案の撤回を求める意見書案（否決）

現在、国会で審議されている、いわゆる組織犯罪対策関連三法案は、犯罪捜査にあたって、電話等の盗聴を合法化する「通信の傍受」の導入などが盛り込まれるなど、重大な問題をはらんでいる。

「通信の傍受」は、憲法が保障するプライバシーの権利、通信の秘密を侵害するもので、憲法の精神を根本から否定するものである。また、犯罪収益等の没収及び追徴を拡大し、確定判決前の没収保全手続きについても認めているが、これは明らかに無罪推定の原則に反するもので、到底容認しがたいものである。

今後、組織犯罪に対する措置を検討されるにあたっては、新たな立法制定を前提とせず広範な国民参加の議論を踏まえ、慎重に行うべきである。

よって、政府におかれては、組織犯罪対策関連三法案は、わが国の刑事法制はもちろん、憲法の精神をも逸脱するものであることから、すみやかに撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年七月八日

香川県議会

（社民・県民連合、共産、つなぐ会、民主、参加する会五会派十議員の共同提出）

【八月県議会臨時会】

総合的な雇用対策の充実に関する意見書案（可決）

我が国の経済は、国の経済対策に下支えされ、個人消費が緩やかに回復し、住宅建設が持ち直すなど、景気はこのところやや改善している。

しかしながら、雇用情勢は企業のリストラや倒産の増加を背景に、失業率は本年六月に四・九パーセントと過去最悪となり、また、有効求人倍率は〇・四六倍と過去最低となるなど深刻さを増している。

このような状況の中で、政府においては、昨年四月に総合経済対策、十一月には緊急経済対策が策定され、緊急雇用開発プログラムや雇用活性化総合プランの実施などにより、雇用の維持・安定を図ってきたところ

ある。

また、このたびは、緊急雇用対策・産業競争力強化対策を定め、緊急雇用・就業機会創出特別対策事業等を盛り込んだ総額五千億円を超える十一年度第一次補正予算を取りまとめたところである。

本県においても、各種の雇用対策を積極的に講じてきたものの、先行きは必ずしも楽観を許さない状況にあり、具体性と即効性を持った雇用対策の充実が強く求められている。

よって、政府におかれては、雇用の安定と拡大を図るために、雇用創出策を速やかに実施するとともに、雇用調整助成金の機動的・弾力的な運用や、職業能力開発支援を推進するなど、総合的な雇用対策をより一層充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年八月九日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主、参加する会五会派十二議員の共同提出）

【九月県議会定例会】

私学助成制度の充実強化等に関する意見書案（可決）

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、これまで公教育の一翼を担い、新しい時代に対応した特色ある教育活動を展開し、各分野で活躍できる有為な人材を輩出してきており、その果たす役割は、極めて大きなものがあることから、本県においても、私学助成の充実に努めてきたところである。

しかしながら、私立学校においては、近年、生徒数の急激な減少により、その経営環境が、ますます厳しさを増しており、加えて、教職員確保や施設整備の近代化、保護者負担の公私間格差の是正など解決すべき数多くの課題が山積している。

よって、政府におかれては、このような私立学校の現状を認識され、その健全な発展を図るため、私学助成の国庫補助制度の拡充強化を図られるとともに、長引く景気の低迷のなか、なお一層、保護者に配慮した施策を

講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

民間非営利団体（NPO法人）の育成策の強化を求める

意見書案（可決）

二十一世紀を目前にし、わが国は、経済のグローバル化、少子高齢化、環境保全、情報化及び資源エネルギー等の様々な構造的な問題に直面している。

こうした二十一世紀社会の複雑で構造的な諸問題に対処していく上で、政府セクターや民間営利企業に属さず、営利を目的とせず公益的な活動を行う民間非営利団体（NPO法人）の存在と役割が改めて注目されている。平成十年十二月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、それに基づく法人申請は、八月六日現在で一千件を突破したところである。今後、民間非営利団体（NPO法人）がさらに増加し、医療、介護及び環境問題等での活躍とともに、雇用の受け皿としても発展していくことが期待されている。しかし、民間非営利団体（NPO法人）が順調に発展していく上で、わが国はまだ厳しい環境にあり、その環境整備を図ることが急務である。よって、政府におかれては、民間非営利団体（NPO法人）の健全な発展を図るために、次の対策を早急に講じられるよう要望する。

記

一 NPO法人に対する個人や企業の寄付の所得控除や損金算入、NPO法人の収益事業のみなし寄付、不動産寄付への免税措置等の優遇措置を早急に実現すること。

二 NPO法人に対する地方自治体等からの恒常的な業務委託を拡大していくことが必要であり、そのための緊急雇用対策特別交付金の継続を図ること。

三 災害、福祉等公益的な活動に参加するための勤労者ボランティア休暇

法を制定すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

子ども虐待防止対策の充実に関する意見書案（可決）

近年、親など保護者の虐待により、子どもが死亡したり傷害を受ける事件があつたと断たず、年々増加の一途をたどり、極めて憂慮すべき深刻な状況となっている。

子どもへの虐待は、家庭という密室の中で行われることが多いことから、なかなか顕在化しにくいという問題があり、事前の防止と早期発見・早期対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、地方公共団体においては、虐待された子どもたちをできるだけ早く保護し、安全な環境で安心して健全な育成が図られるよう、児童相談所の実施体制の充実や児童相談所を中心とした関係機関の連携を強化し、虐待された子どもの適切な保護や家庭の支援等に努めているところである。

子どもへの虐待は、健やかな発育・発展を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、この問題の解決は、一部の関係者の熱意や努力だけで対応するには限界があり、国民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持つて、子どもの人権を守る上で、社会全体で取り組むことが重要である。

よって、政府におかれては、全国的な実態調査を早急に実施するとともに、法的整備を含めた次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 虐待の禁止や虐待発見者の通告義務の実効化等に関する新たな法的整備を行うこと。

二 関係機関が連携した総合的な地域虐待防止ネットワークを構築するなど被虐待児の安全確保に最重点を置いた早期発見・早期対応の体制を整

備すること。

三 虐待の連鎖や再発を防止するため、被虐待児や虐待者に対する心理的なケアの充実も含めた関連施設の人的・物的拡充を図ること。

四 将来親となる子どもたちに対し、命を大切にするなど豊かな人間性を育む心の教育を推進すること。

五 広く国民に虐待が子どもの人権侵害であるとの意識を喚起し、虐待防止の気運醸成を図るとともに、総合的な子育て支援施策の拡充を図るなど、抜本的な虐待防止対策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

介護保険法の円滑な実施を求める意見書案(可決)

来年四月からスタートする介護保険法は、実施直前においても、基盤整備の遅れに加え、予定より高くなる保険料負担、特に第一号被保険者保険料の市町村格差、これまでサービスを受けていた者の認定漏れやサービスの低下、基盤整備の遅れに伴うサービスの不足や欠落、さらには自立や要支援と認定され経過措置が設けられているものの特別養護老人ホームから退所を迫られる高齢者等、さまざまな問題が浮き彫りにされている。

こうした問題点は、全国各地に「保険あつてのサービスなし」といった事態を招くのみならず、高額な保険料や自己負担等が高齢者・国民の生活を圧迫し、延いては景気回復にも悪影響をもたらすおそれがある。

よって、政府におかれては、次の措置を講じることにより、高齢者の保険料等の軽減を図るなど、介護保険法の円滑な実施を図られるよう要望する。

記

一 平成十二年度予算において、高齢者等の保険料・自己負担を軽減する財政措置を講じるとともに、低所得者や滞納者対策についての市町村に対する財政的支援を強化すること。

二 新・ゴールドプランに引き続き、訪問介護・看護、グループホーム及び住宅改修サービス等の在宅介護サービスに重点を置くスーパーゴールドプランを策定・実施すること。

三 認定より漏れる高齢者に対する介護・予防サービスや、市町村が行う横出し・上乘せサービスについて、市町村に対する財政的支援を充実・強化すること。

四 住民が安心してサービスを選択し受けられるように、施設・在宅介護サービス事業者についての情報公開や、苦情処理体制の整備が適切に行われるよう支援を図ること。

五 要介護の認定業務の円滑な実施のための市町村に対する適切な支援を図ること。

六 介護費用の所得控除制度の創設を図ること。また高額介護サービス費の適切な水準設定を図るとともに、高額療養費と重複する場合の軽減策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

住宅・土地税制に関する意見書案(可決)

今日、ゆとりと豊かさを実感できる生活は、総ての国民が等しく願うところであり、その実現には、安価で良質な住宅及び宅地の供給が不可欠である。また、現在、我が国が直面している景気の低迷状態から一日も早く脱却するためには、住宅を初めとする土地・建物の流通を促進することが重要である。

現行の税制では、宅地建物取引業者が棚卸資産として取得する土地・建物についても不動産取得税の課税対象とされているが、これは、取得経費として販売価格に転嫁され、最終的に「消費者の負担増」という結果を生じることになる。また、固定資産税においては、地価が下落しているにもかかわらず、税負担が上昇するという事態が生じている。

このような税制上の取り扱いが、不動産流通を沈滞させる一因となっており、また、景気の低迷を長引かせる要因と考えられる。

よって、政府におかれては、地方税源の充実確保を図りつつ、国民の住宅・宅地の取得及び維持費用軽減策の一環として、また、当面の景気回復の追加的政策として、次の二項目について特段の配慮をされるよう要望する。

記

一 宅地建物取引業者が棚卸資産として土地・建物を取得する場合の不動産取得税の課税については、さらに十分な検討を行い、適切な措置を講じること。

二 固定資産税については、なお一層、納税者の負担に配慮した課税方式となるような措置を講じること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(自民、改新、つなぐ会、民主、参加する会五会派十一議員の共同提出)

青少年健全育成のための基本法の制定を求める意見書案(可決)

次代を担う青少年の健全育成は、国民全ての願いである。

しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は、露骨な性描写や暴力を売り物にした雑誌、ビデオ等の氾濫、テレホンクラブ等の増加、さらには覚醒剤等の蔓延など悪化の一途をたどっており、また、情報化の進展の中で、マスメディア等の青少年への影響も強く懸念されている。

各都道府県では、青少年の健全育成を図るために、有害図書やテレホンクラブ等の営業規制を内容とした条例を制定し、社会環境の浄化に努めており、また、国においても、本年五月、「児童買春・児童ポルノ処罰法」を制定し、児童買春や児童ポルノが禁止された。

いずれも地域的又は内容的に部分的なものであり、青少年健全育成についての基本理念等を明確にした総合的な対策が求められるところである。

よって、政府におかれては、青少年健全育成のために次の内容を骨格とする基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

記

一 青少年の健全育成についての基本理念及び目的に関すること。

二 家庭、教育現場及び地域社会の役割に関すること。

三 青少年の健全育成に対する施策の大綱に関すること。

四 青少年の健全育成を阻害する有害環境の規制の強化及び一元化に関すること。

五 青少年に対する淫行処罰規定の強化に関すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

(自民、改新、民主、参加する会四会派十議員の共同提出)

ベンチャー企業等の起業環境の整備を求める意見書案(可決)

わが国経済は、長びく不況により企業倒産が高水準で推移するとともに、昨今の企業によるリストラ等により、かつてないほどの失業者の増大をみている。

こうした時代の変革期や経済社会の激しい変動期においては、社会ニーズに対応した新しい企業が生まれるなど時代に即応した産業構造の転換が図られ、これらの失業者や転職者の受け皿となることが望まれる。

しかし、わが国における新しい企業の開業率は年々低下し、平成六年から八年の開業率が三七・七％と、廃業率三・八％を下回り、常に一三％台の開業率をキープしている米国と好対照をなしている。こうした事実、規制緩和の不徹底さとともに、ベンチャー企業等の起業対策が不十分であることも一因となっており、早急なる打開策が必要不可欠である。

よって、政府におかれては、次の対策の実現など、ベンチャー企業等の起業・育成策について、抜本的な対策を確立されるよう要望する。

記

一 女性起業家への支援を含むベンチャー企業の資金調達・経営・技術問題等に関し、指導・相談を行う「ベンチャー・サポート・アドバイザー制度」を創設すること。

二 中小・ベンチャー企業への投資で損失を被ったベンチャーキャピタルや個人投資家に対する課税繰り延べ期間（翌年度以降三年）の延長を図ること。

三 未公開株の取引促進等、中小・ベンチャー企業の資金調達対策の確立を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主、参加する会五会派十二議員の共同提出）

道路整備予算の拡大に関する意見書案（可決）

道路は、地域住民の日常生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備に県民の強い期待が寄せられている。

本県においては、景気低迷の続く厳しい財政状況の中ではあるが、本州四国三橋時代を迎え、二十一世紀に向けた美しい田園と活力あふれる香川県の創造をめざして、各般の施策や事業を推進しているところであり、なかでも高規格幹線道路として現在建設が進められている四国横断自動車道「高松―鳴門間」、地域の連携と交流圏の拡大を図る地域高規格道路をはじめとする高速道路から一般国道・県道・市町村道に至る体系的な道路網の整備は、地域基盤の根幹を成すものとして、最も、緊急かつ不可欠な課題となっている。

よって、政府におかれては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、次の事項について、特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

一 平成十二年度予算においては、新道路整備五箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。

二 本州四国三橋時代を迎え、四国横断自動車道の高松以東全区間の早期整備を図ること。

三 地方の道路財源の充実強化を図り、併せて、本県への傾斜配分を図る

こと。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十月十三日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主四会派十一議員の共同提出）

【十二月県議会定例会】

県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の

所要の改正を求める意見書案（可決）

地方公共団体の議会の議員は、住民の代表として執行機関を監視し、政策を立案するなど、極めて重要な役割を担っており、住民の意思を反映した積極的かつ効果的な活動が求められている。

また、地方自治法制定以来、半世紀を経過した今日、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大するなど、地方公共団体をとり巻く状況が大きく変化し、県議会議員の活動も広域かつ複雑化するとともに、その職も、常勤化、専門化してきている。

今後、地方分権が実行の段階を迎えるにあたり、地方議会の役割が一層重要になることは明らかであり、県議会議員の活動基盤の充実強化に向けた対応が喫緊の課題である。

よって、政府におかれては、このような状況を十分認識され、地方行政の円滑な運営を確保するため、県議会議員の活動基盤の強化を自主的に行えるよう、地方自治法の所要の改正を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十一年十二月十七日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主四会派十議員の共同提出）

森林・林業・木材産業基本政策の確立に関する意見書案（可決）

森林は、林産物の供給をはじめ、水資源のかん養、山地災害の防止等の機能を通じ古くから国民生活と深く関わってきた。

また、今日、地球の温暖化、生物の多様性の確保など地球環境問題が大きく取り上げられ、安全・安心で快適な国民生活の基盤としての森林の重要性が改めて認識されるとともに、「持続可能な森林経営」が強く求められている。

わが国においては、これら森林は山村地域の林業や木材産業の活動によって守り育てられてきた。しかし、これまでの各種施策や、関係者の努力にもかかわらず、林業・木材産業の収益性の低下、山村の過疎化、担い手の減少・高齢化等から森林の荒廃が進み、林業・木材産業の衰退には目を覆うものがある。

このまま推移するならば、二十一世紀につなぐ国民生活の基盤の維持、国土保全、環境維持に対応できなくなるのは必至である。

よって、政府におかれては、かかる状況、事情をご覧察のうえ、早期に林業基本法等の見直しをはじめとする、森林・林業・木材産業に関する基本政策を確立するため、次の事項について、強力な対策を講じられるよう強く要望する。

- 一 木材自給体制の確立と生産・消費対策の強化を図ること
 - 二 森林整備の現状に符合した直接支払制度の確立を図ること
 - 三 国民共有の資産である森林に対する税制度の改正を図ること
 - 四 間伐を含む森林整備の促進を図ること
 - 五 森林の国土保全、環境維持への新たな公的資金を導入すること
 - 六 広範な森林整備の担い手の育成・確保を図ること
 - 七 林政に関する法体系の抜本的な整備を図ること
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
- 平成十一年十二月十七日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

香川県議会情報公開条例議案（可決）

地方分権の進展により、地方自治が重視され、議会の役割がより重要に

なるとともに、住民の地方自治への参加が一層求められるようになってきた。

このような時代の変化に対応するため、香川県議会は、その活動内容を積極的に公表するなど、なお一層議会の活性化を図るとともに、県民の知る権利が情報公開の制度化に大きな役割を果たしてきたことを認識し、香川県議会の保有する情報を公開する制度を設けることにより、県民の負託にこたえていかなければならない。

ここに香川県議会は、この条例を制定し、地方分権の進展に対応した開かれた香川県議会の実現を目指すものとする。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、香川県議会（以下「県議会」という。）の保有する公文書の公開を請求する権利を認め、総合的に情報公開を推進することにより、県議会の保有する情報の一層の公開を図り、県議会の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって開かれた県議会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公文書」とは、香川県議会議事事務局（以下「議会議事事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、議会議事事務局の職員が組織的に用いるものとして、香川県議会議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(県議会の責務)

第三条 県議会は、県民の公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。

2 県議会は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報が保護されるように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、その権利を正当に行使用するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第五条（第二十九条（略））

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年十月一日から施行する。

(経過措置略)

(平成十二年三月二十四日・自民、社民・県民連合、改新、共産、民主、参加する会六会派十二議員の共同提出)

北方領土問題等の解決促進に関する意見書案（可決）

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後及び択捉の北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の悲願である。

しかるに、戦後五十余年を経た今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾なことである。

日露両国間に平和条約が締結されることは、両国間の基本的関係の正常化のみならず国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

よって、政府におかれては、北方領土の返還を求める国民の総意と心情にこたえるため、「東京宣言」及び、北方領土問題を解決し、西暦二〇〇〇年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことを再確認した「モスクワ宣言」に基づき、北方領土の早期返還を実現し、日露両国間に真に安定した友好関係を確立するため、最善の努力をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十二年三月二十四日

香川県議会
(自民、改新、民主三会派九議員の共同提出)

国立療養所香川小児病院と国立善通寺病院のあり方

に関する意見書案（可決）

政府は、昨年、国立病院等の再編成の一環として、国立療養所香川小児病院と国立善通寺病院を国立善通寺病院の地で統合する計画を発表した。

本計画では、統合後の病院を四国ブロックの高度総合医療施設や育成医療・循環器病の基幹医療施設と位置づけるなど、機能面での強化を図る方針とされているが、地域の医療・福祉に果たしてきた両病院の役割が後退するのではないかと、県民に強く危惧されている。

これまで、善通寺病院は、第二次救急医療機関や地域災害医療センターなどとして、また、香川小児病院は、本県における乳児死亡率の飛躍的な改善に大きく貢献し、高度先進的な小児専門医療機関や重症心身障害児施設として、地域の医療・福祉に欠くことのできない重要な役割を担ってきたところである。

とりわけ、香川小児病院は、県立善通寺養護学校と隣接し、密接に協力しあうことで、医療と教育の一体的な推進の一翼も担っており、この役割は決して損なわれてはならない。まして、同病院からの要請があったことにより、昭和四十九年には、県立善通寺養護学校をその隣接地で設置したものであり、今般、国の事情に伴う再編成計画により、両者の連携が分断されることは、到底容認できるものではない。

よって、政府におかれては、地域の実情を十分に理解され、次の事項を前提として、両病院の今後のあり方について検討されるよう強く要望する。

記

一 現在の香川小児病院と県立善通寺養護学校との緊密な連携が損なわれないよう、両者が隣接する体制を堅持すること。その際、県立善通寺養護学校に関し何らかの措置が必要な場合には、国の責任において行うこと。

二 現在、両病院において果たしている高度先進的な小児診療機能並びに

重症心身障害児施設、第二次救急医療機関及び地域災害医療センターとしての機能・役割の拡充強化を図ること。

三 両病院の今後のあり方の検討に当たっては、地元自治体との協議の場を設けること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十二年三月二十四日

香川県議会
(全会派十四議員の共同提出)

子育て支援施策の充実に関する意見書案（可決）

香川県における少子化の状況は、出生数がここ数年一万人を割り、平成十年の合計特殊出生率が一・四七と人口を維持するのに必要な水準を下回るなど深刻な状況である。こうした少子化は、子どもの社会性が育まれにくくなるなど子ども自身の健やかな成長に悪影響を及ぼすとともに、過疎化や高齢化による地域社会の活力の低下、家族形態の変容等につながるなど、社会全体に大きな影響を与えることが懸念されている。

こうした中、地方公共団体においては、保育サービスの拡充や母子保健医療の向上、地域における子育て支援体制の充実等を図るとともに、自治体の単独事業として乳幼児医療に対する助成制度や第三子以降の保育料無料化等の施策を実施しており、子育てしやすい環境整備に努めているところである。

しかしながら、子どもを安心して生み育てるための環境を整備し、家庭や子育てに夢と希望を持てる社会を築くためには、国をあげての総合的な子育て支援施策の充実強化が不可欠である。

よって、政府におかれては、先般策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」に盛り込まれている各種施策を着実に推進するとともに、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、乳幼児医療に対する国の助

成制度を早期に創設すること。

二 子育て家庭の身体的・精神的な育児負担を軽減するため、保育所等の施設における多様な保育サービスを拡充するとともに、利用者のニーズに柔軟に対応できる子育て家庭へのホームヘルプサービスの支援等を一層推進すること。

三 子育てボランティアの育成やボランティア活動の環境整備、子育てサークルへの支援を行うなど、地域における子育て支援活動に対する施策の充実を図ること。

四 十組に一組は存在するという不妊に悩む夫婦に対する支援を一層充実すること。

五 育児教室や子どもの頃から乳幼児と触れ合う体験学習など、若い世代が親として責任を持った育児ができるような対策を講じること。

六 近年大きな社会問題となっている児童虐待について、早期発見・早期対応の体制構築や被虐待児・虐待者に対する心理的ケアの充実など、総合的な施策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成十二年三月二十四日

香川県議会
(自民、社民・県民連合、改新、共産、つなぐ会、参加する会六会派十三議員の共同提出)

アレルギー性疾患対策の早期確立を求める意見書案（可決）

近年において、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、アレルギー性結膜炎及び花粉症等アレルギー性疾患に悩む患者・国民の数は増加の一途をたどり、いまや「国民病」となりつつある。平成七年度の厚生省の調査によれば、乳児の二十九％、幼児の三十九％、小児の三十五％、成人においては二十二％に上っている。

その要因として、大気汚染や近年の食生活や住環境の変化における化学物質の多用やアレルギーとなるダニ・カビ等の繁殖、ストレスの増加など、さまざまなものが関与し、複雑に絡み合っているとされている。これら

の疾患に悩む患者・国民は、効果的な治療法や的確な情報のないままに、深刻な苦痛から不快な症状に至るまで、さまざまな症状に悩まされ、日常生活や社会生活にも深刻な影響がもたらされている。

こうした深刻な状況を打開するためには、アレルギー性疾患発生の仕組みの解明と、より効果的な治療法の確立が一層強く求められている。よって、政府におかれては、総合的なアレルギー性疾患対策の推進を図るために、次の事項について、より強力な対策の実現を強く要望する。

記

一 乳幼児期においてアレルギー検査が促進されるよう予算等の充実を図ること。

二 アレルギー性疾患の病態・原因の解明、効果的な治療法の開発推進のため、研究費の大幅増額を図ること。

三 アレルギー性疾患の研究拠点として、国立アレルギー総合センターを設置するとともに、アレルギー専門医の養成を図り、主要医療機関への「アレルギー科」の設置の拡充を促進すること。

四 アレルギー性疾患にかかわる食料・添加物等について、消費者に分かりやすい表示の徹底を図ること。

五 人体に有害な作用をもたらす化学物質などの住宅等への使用を止め、安全なものに転換するようにすること。

六 SOX（硫黄酸化物）、NOX（窒素酸化物）及び浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の削減対策を強化すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。
平成十二年三月二十四日

香川県議会

（自民、改新、共産、つなぐ会、民主、参加する会六会派十三議員の共同提出）

平成十二年度

【五月県議会臨時会】（五月一日開会）

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例議案（可決）

香川県議会委員会条例（昭和三十一年香川県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名 称	所 管 事 項	委員の定数
総務委員会	総務部、生活環境部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	十二人
企画建設委員会	企画部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	十一人
文教厚生委員会	健康福祉部及び教育委員会に関する事項	十一人
経済委員会	商工労働部、農林水産部、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	十一人

第三条（第十八条（略））

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成十二年五月一日・全会派十二議員の共同提出）

〔改正前〕

名 称	所 管 事 項	委員の定数
総務委員会	総務部、企画部、生活環境部、出納局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議世事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	十一人
文教厚生委員会	健康福祉部及び教育委員会に関する事項	十二人
経済委員会	商工労働部、農林水産部、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事項	十一人
土木委員会	土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	十一人

高速道路・都市整備促進特別委員会設置に関する

決議案（可決）

高速交通体系及び大規模な都市開発の整備促進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

高速道路・都市整備促進特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、四国横断自動車道及びいわゆる高規格幹線道路などの建設促進とサポート高松などの整備促進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十二年五月一日

香川県議会

（全会派十一議員の共同提出）

環境対策特別委員会設置に関する決議案（可決）

環境対策の総合的な推進を図るため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

環境対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、環境対策の総合的な推進のために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十二名とする。

右決議する。

平成十二年五月一日

香川県議会

（全会派十一議員の共同提出）

少子高齢化対策特別委員会設置に関する決議案（可決）

少子高齢化の進行に的確に対応するため、香川県議会委員会条例第五条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

一 委員会の名称

少子高齢化対策特別委員会

二 委員会の任務

本委員会は、少子高齢化の進行に的確に対応するために必要な事項を調査検討し、その結果を議会に報告する。

三 委員会の権限等

1 本委員会は、地方自治法第百十条第三項但し書の規定により、閉会中も審査することができる。

2 本委員会は、その調査の結果を議会に報告したときをもって任務を終わる。

四 委員の数

本委員会の委員の数は、十一名とする。

右決議する。

平成十二年五月一日

香川県議会

（全会派十一議員の共同提出）

【五月県議会臨時会】（五月三十一日開会）

環境行政の推進等に関する決議案（可決）

豊島公害調停申請事案は、申請以来六年余の年月を要しながら、今まさに調停成立に向けての最終局面を迎えようとしている。

県は、今後、豊島問題を教訓として、このような事態を再び惹起（よこ）するものがないよう、廃棄物行政の適正な推進を図る必要がある。

よって、本県議会は、自然との共生、資源循環型社会の構築を進めることにより、真に豊かな香川の新時代を創造すべく、全力を傾注することここに宣言する。

右決議する。

平成十二年六月一日

香川県議会

（全会派十三議員の共同提出）

【六月県議定会例会】

道路特定財源制度の堅持に関する意見書案（可決）

道路は、地域住民の日常生活や経済活動に欠くことのできない最も基本的な社会資本であり、各種の交通機能から空間機能に至るまで、極めて多面的な機能を有しており、その整備に県民の強い期待が寄せられている。

本県においては、厳しい財政状況の中ではあるが、本州四国三橋時代を迎え、二十一世紀に向けたみどり・うるおい・にぎわいのある香川の創造をめざして、各般の施策や事業を推進しているところである。

なかでも、現在、建設が進められている四国横断自動車道、地域の連携と交流圏の拡大を図る地域高規格道路をはじめ一般国道・県道・市町村道に至る道路網の整備は、地域の活性化や福祉の向上を図るうえで緊急かつ不可欠な課題となっている。

また、都市部での交通混雑や、歩行者・自転車者の交通安全確保、さらには、高齢者の交通事故防止などの諸課題に対しても、積極的に対応していく必要がある。

よって、政府におかれては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、道路整備を計画的かつ重点的に推進するため、道路特定財源制度を堅持し、一般財源化、あるいは道路整備以外への転用をすることなく、その全額を道路整備費に充てるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十九日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主四会派十一議員の共同提出）

資源循環型施策の充実に関する意見書案（可決）

近年、わが国においては、大量生産・大量消費型の経済・社会活動により、

廃棄物の大量発生とこれに伴う処分場の不足といった問題が深刻化するとともに、二酸化炭素の大量排出等を背景とした温暖化等による地球環境の悪化が懸念されている。

地球環境の悪化は、人類の生存に関わる深刻な問題であり、地球環境を健全な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、これら大量生産・大量消費型の社会・経済システムそのものを見直し、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進や健全な水循環系の確保及び森林・木材資源等再生産可能な緑資源の循環利用の推進などにより、環境への負荷が少ない循環を基調とした社会を構築することが強く求められている。

よって、政府におかれては、わが国を持続可能な資源循環型社会構造に変革するとともに、資源の循環利用に留意した社会資本整備等を推進するため、次年度以降予算編成において、「資源循環型特別枠」を創設するなど、資源循環型施策の充実について特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年七月十二日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、改新、つなぐ会、民主、参加する会六会派十二議員の共同提出)

【九月県議会定例会】

政治倫理の確立に関する決議案(可決)

最近、国民の間に政治に対する不信感が高まっていることは、我が国の議会制民主主義にとって、放置できない極めて憂慮すべき事態である。

我々は、このことを厳粛に受け止め、議会制民主主義の健全な発展を図っていくため、議会政治の原点に振り返り行動することが必要である。

よって、本県議会は、議員がその責務を深く自覚し、政治倫理の確立に全力を傾注すべく、次の事項を遵守することを決意する。

記

一 議員は、主権者たる県民の厳粛なる信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉

を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

二 議員は、常に県民全体の利益を擁護し、かつ行動するものとし、いやしくも特定の企業、団体または個人の利益のため、公正を疑われるような金品の授受を伴う行為、不当に便宜供与を受ける行為、あるいは県民が疑念を抱くような行為をしてはならない。

三 議員は、政治倫理に関し政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に真実を解明し、その責任を進んで明確にしなければならない。以上、決議する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(自民七議員の提出)

県議会議員の公共事業の請負契約に関する決議案(否決)

県議会議員は、県民の代表として、その行動は県政全般にわたり公正大でなければならない。

とりわけ、公共事業の請負については、厳に公正を期すべきであり、いやしくも県民の疑惑や不信を招くようなことがあってはならず、議員の兼業禁止を規定した地方自治法第九十二条の二の趣旨の遵守はもとより、議員みずからが、その地位を自覚し、職務を執行する必要がある。

よって、本県議会は、議員と配偶者または二親等内の血族の経営する企業並びに議員が事実上の支配力を持つと思われる企業は、県が発注する公共事業の請負契約に参加しないことをここに表明する。

以上、決議する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(社民・県民連合、改新、共産、つなぐ会、民主五会派十二議員の共同提出)

陸上自衛隊第二混成団の旅団化の早期実現等に関する

決議案(可決)

自衛隊は、我が国の平和と安全を守るとともに、災害救援活動などを通じて、国民生活の安定と地域の発展に多大な貢献をしているところである。とりわけ、普通寺駐屯地に本部を置く陸上自衛隊第二混成団は、本県における風水害や林野火災、渇水時などの支援において活躍し、その有用性は高く評価されている。

ところで、陸上自衛隊は平成七年十一月に閣議決定された「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」に基づき、平成二十二年度までに全国規模で組織の改編が行われることになっており、第二混成団については旅団化が計画されている。

本県は、第二混成団本部の駐屯地であるとともに、四国内はもとより環瀬戸内海地域への活動の広域展開に必要な交通の利便性等を有しているところである。そして、島しょ部を抱える本県の災害支援や地域経済へ及ぼす効果など、県民の生命と安全を守り、地域の活性化を図るためにも、自衛隊の本県への積極的な展開が是非とも必要である。

よって、本県議会は、陸上自衛隊第二混成団の旅団化の早期実現と増設される部隊等の本県への重点的な配備を強く望むものである。
以上、決議する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(自民七議員の提出)

私学助成制度の充実強化に関する意見書案(可決)

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、これまで公教育の一翼を担い、新しい時代に対応した特色ある教育活動を展開し、社会の各分野で活躍できる有為な人材を輩出してきたところである。

しかしながら、私立学校においては、生徒数が将来長期間にわたり減少傾向で推移することが予測され、加えて、教職員の確保や施設整備の近代化、保護者負担の公私間格差の是正など、解決すべき数多くの課題が山積していることから、経営環境がさらに悪化する恐れがあり、経営の健全性の確保が重要な課題となっている。

よって、国におかれては、このような私立学校の現状並びに私立学校教育の重要性を認識され、その健全な発展を図るため、私学助成の国庫補助制度の充実強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

永住外国人に対する地方選挙権等の付与に関する法律の制定に反対する意見書案(可決)

我が国には、永住権を持つ外国人が六十三万人余生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これらの外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、永住外国人に対する地方選挙権等の付与に関する法律案が、現在開会中の第一五〇回国会において議論がなされているところである。

しかし、日本国憲法は、第十五条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第九十三条第二項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成七年二月二十八日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することを目的とするこの法律案は、国の最高法規である憲法上問題があると言わざるを得ない。

一方、国籍法は、第四条において、「外国人は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考える。

よって、国におかれては、永住外国人に対する地方選挙権等の付与に関

する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(自民七議員の提出)

酒類販売業免許制度等に関する意見書案(可決)

我が国のアルコール消費量は、国民所得の増加や生活様式の変化等により急激に増加しており、特に未成年者の飲酒については、高校生や中学生にまで広がりを見せるなど、社会問題化している。

また、過度の飲酒は、アルコール依存症などの健康への悪影響、生産性の低下、自動車事故や犯罪の増加など様々な問題を引き起こしており、これは世界的な傾向になっている。

こうしたなか、WHO(世界保健機関)は、このようなアルコール関連問題に対応するため、平成三年、加盟各国に対し、アルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進など十四項目の勧告を行ったところである。

一方、我が国においては、永年堅持されてきた酒類販売業免許制度における人口、距離などの要件が、規制緩和の流れの中で緩和されつつあるが、これまで未成年者の飲酒防止に一定の役割を果たしてきたこの制度が緩和されれば、酒類購入の機会が拡大することとなり、未成年者の飲酒問題等の更なる深刻化が懸念されるところである。

よって、国におかれては、酒類販売業免許制度の規制緩和に関して、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

一 WHOの勧告に基づくアルコール政策及びプログラムを着実に実行すること。

二 酒類の販売を管理する法整備を行うこと。

三 急激な規制緩和による酒類販売業免許制度の形骸化を抑制すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(自民、改新、共産、つなぐ会、民主、参加する会六会派十二議員の共同提出)

「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書案(可決)

人類と地球環境の持続的発展を目指して、平成九年十二月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議で交わされた京都議定書において、我が国は、国際的公約として、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を決定したところである。我が国は、この削減目標を達成するために、効果的な地球温暖化対策を実施するなど、最大限の努力をしなければならぬことは言うまでもない。

この観点から、風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力、波力、潮力などのいわゆる環境負荷が小さい自然エネルギーによる発電を積極的に開発し、その普及を図ることは、いまや喫緊の課題となっている。

欧米においては、再生可能な自然エネルギー等による発電の開発を促進するため、電力の買い取り制度などを法制化するなど、国による必要な支援策を講じている。

一方、我が国では電力会社が自然エネルギーによる電力を自主的に購入しているものの、自然エネルギーによる発電の開発促進に向けての国の財政支援などを定めた法制度が確立されていないのが現状である。自然エネルギーの開発促進のためには、国の助成と支援が不可欠であり、そのため法制度を一刻も早く確立すべきである。

よって、国におかれては、地球温暖化防止の趣旨を踏まえ、地域活性化にも貢献する「自然エネルギー発電促進法」の制定に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

ドメスティック・バイオレンス対策の推進に関する

意見書案（可決）

女性に対する夫やパートナーなどからの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスは、個人的な問題としてその実態は潜在化しやすく、その被害は大きな社会問題となっている。こうした暴力は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。

このような中、去る九月、国の男女共同参画審議会は、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」と題する答申において、女性に対する暴力に適切に対応した体制整備や法整備等を早急に検討することを求めているところである。

よって、国におかれては、真の男女共同参画社会を実現するため、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向け、法整備を早急に検討されとともに、被害女性の精神的なケアや社会復帰などの自立支援のための施策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

（全会派十三議員の共同提出）

仕事と家庭の両立支援のための育児・介護休業法の

改正と保育施策の拡充に関する意見書案（可決）

近年、我が国では少子化が急速に進行しており、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均は、平成十一年には一・三四人となり、我が国の経済・社会に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

このようなことから、固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、男女共同参画社会の実現など新しい枠組みを目指すとともに、子育てを支援するための諸政策、特に、育児と仕事の両立の支援施策の総合的かつ効果的な推進を図ることが求められている。

現在、我が国には仕事と家庭の両立の支援策の柱として「育児・介護休業法」があるが、その制度内容、適用状況は、男女労働者にとって、実質

的に仕事と家庭を両立できる条件とするには、まだまだ多くの課題が残されている。

よって、国におかれては、次の事項について一層の取り組みを強く要望する。

記

一 育児・介護休業法に、短時間勤務制度の拡充、子ども・家族看護休暇制度の新設、男性の育児休業取得促進策、時間外労働等の免除措置を盛り込むことにより、育児・介護休業法を「仕事と家庭の両立支援法（仮称）」へと抜本的な改正を実現すること。

二 社会的環境整備として、保育所の入所待機児童の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応した保育サービスと学童保育の拡充を早期に実現すること。また、認可外保育施設を届け出制とするための法整備を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十月十七日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

【十一月県議会定例会】

学校教育に関する「研究開発学校制度」の拡大を求める

意見書案（可決）

校内暴力や学級崩壊など、学校教育の荒廃が叫ばれてから久しく、その原因として、画一的かつ硬直的な教育制度や、学歴偏重の受験教育及び家庭や社会の教育力の低下など、様々な問題点が指摘されている。

そこで提起されるのが、実験主義的手法を進める学校教育改革であり、そこにおいては、単一の改革案ではなく、個々の教師が授業の過程で習得した教授方法に関する体験的なアイデアや、生徒の育成に関して学級経営上の実践的な創意工夫を、実験教育プランとして学校単位で実践するのである。こうしたプランを数年間実施したうえで、それらの成果を持ちよって、それぞれのプランがどのような教育効果を持つかを客観的かつ総合的に研

究・評価し、このうち優れたプランの全国的普及を図っていくべきである。

我が国においては、こうした実験主義的手法として、現行の学習指導要領によらない「研究開発学校制度」があるが、今年度から市町村教育委員会にも一定の関与を認めるなどの改善の動きもある。しかし、いまだ多くの制約が残されている。また、平成十二年度では、全国の新規指定校数が四十一件と都道府県当たり一件にも満たない現状にある。

よって、国におかれては、「研究開発学校制度」について、学校単位に、自発的に研究開発を計画できるよう申請手続きを緩和するとともに、各都道府県・各市町村教育委員会の判断で独自に認定できる地方自治体中心の制度とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十二月十八日

香川県議会

(自民、改新一会派八議員の共同提出)

輸入農産物に対するセーフガードの発動等による

農業の持続的発展に関する意見書案(可決)

最近の農業をめぐる情勢は、担い手の高齢化や景気の低迷による農産物の需要の伸び悩みに加え、生鮮農産物を中心とした輸入野菜の急増等により、野菜価格が低迷するなど、極めて厳しい状況にある。

本県においても、たまねぎ、にんにく、ミニトマトなどの価格が大幅に下落するなど、農家所得への影響は極めて深刻な状況にあり、農家は将来に大きな不安を抱いている。

今後、輸入農産物の増加により、価格の低迷が長期化すれば、農家等の経営は大きな打撃を受け、生産意欲は大幅に減退し、食生活に欠かせない農産物の安定供給に大きな支障をきたすことが懸念される。

よって、国におかれては、農業の持続的発展を図るため、次の事項を講じられるよう強く要望する。

記

一 次期WTO農業交渉にあたっては、我が国の基本姿勢である「農業の

多面的機能の発揮」、「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」、「輸出入国間の権利義務の不均衡解消」を交渉の基本とすること。

二 輸入増加により重大な影響が出ていると判明した品目については、WTO協定に基づく一般セーフガードを速やかに発動するよう手続きを行うとともに、農産物の特性に応じた輸入急増等の事態に機動的かつ効果的に発動できるよう、次期WTO農業交渉に向けて、一般セーフガードの手続きなどを見直すこと。

三 農産物の価格が大幅に低落した場合に、農業者の経営に大きな打撃を受けることのないよう、農業経営の安定対策の充実・強化を図ること。

四 生鮮品の原産地表示の徹底・監視体制の充実、加工品の品質表示の充実・強化を図るとともに、消費者の国内農産物に対する信頼と安心を確保するよう、日本型食生活の推進や「地産地消」運動の展開などにより、国内農産物の需要拡大対策を充実・強化すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年十二月十八日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

香川県議会議員の報酬の特例に関する条例議案(可決)

香川県議会議員の受ける報酬の月額は、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間においては、香川県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例(昭和五十九年香川県条例第十三号)第二条第一項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に百分の三を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる報酬の月額については、この限りでない。

附則

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この条例は、平成十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(平成十三年二月二十日・自民、改新、民主三会派六議員の共同提出)

アメリカ原子力潜水艦の衝突による愛媛県立宇和島水産

高校実習船「えひめ丸」の沈没事故に関する意見書案（可決）

去る二月十日（ハワイ時間二月九日）、ハワイ・オアフ島沖で、愛媛県立宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が、アメリカ海軍の原子力潜水艦「グリーンビル」によって衝突され、沈没し、乗員三十五人のうち、実習生四人を含む九人が行方不明となっており、その安否が気遣われている。

しかしながら、依然として、行方不明者の捜索は成果がなく、家族の方々は、大きな悲しみとアメリカ軍に対する強い怒りを募らせている。

今回の事故は、事前に十分な安全確認をすることなく急浮上したアメリカ原子力潜水艦に起因するものであることは明らかであり、日本国内はもとより、アメリカ国内でも大きな関心を集めている。

また、事故発生時、本県の実習船「香川丸」は、十五人の生徒を乗せて近くの海域で実習中であつたが、今後このような事故に巻き込まれる危険があり、決して他人事ではすまされない思いである。

よって、国におかれては、行方不明者の家族の痛切な思いに応え、アメリカ合衆国政府並びに米軍関係者に対して、次の事項について強く要請するよう要望する。

記

- 一 行方不明者の捜索・救助に、引き続き全力で取り組むこと。
- 二 実習船「えひめ丸」の早期引き揚げに、全力で取り組むこと。
- 三 早期に事故原因を徹底的に究明するとともに、関係情報の公表を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年二月二十三日

香川県議会

（全会派十一議員の共同提出）

みんなで子どもを育てる県民運動の推進に関する決議案（可決）

二十一世紀の郷土香川を担う子どもたちが、社会における自らの役割と責任を自覚し、心身ともに健やかでたくましく育つことは、県民すべての

願いである。

しかしながら、今日の子どもたちをめぐる状況は深刻であり、全国各地で心痛む事件が続発するとともに、本県においても、先の成人式では大変残念なことが起き全国報道されるなど、極めて憂慮すべき事態にある。

これは、少子化や核家族化、物の豊かさ等の社会経済の変化により、人間関係が希薄化し、子どもたちが豊かな人間性を育むことが困難になってきていることが背景にある。

そこで、我々大人は、将来を担う子どもたちを健やかに育てることが、後世に対する責務であることを深く認識し、手本となるべき行動を示すとともに、子どもたちと正面から向き合い、良い事をした時は誉め、悪い事をした時はしからなくてはならない。

そのためには、大人一人ひとりが、子どもたちに積極的に声をかけ、あたたかい気持ちでふれあう中で、子どもたちと信頼しあえる人間関係をつくっていくことが大切である。

よって、本県議会は、二十一世紀の郷土香川を担う子どもたちが、心身ともに健やかでたくましく育つために、県民一人ひとりの理解と参加のもとに、家庭や学校、地域が一体となって、みんなで子どもを育てる県民運動を積極的に推進することを表明する。

以上、決議する。

平成十三年三月二十三日

香川県議会

（自民、社民・県民連合、改新、民主、参加する会五会派十一議員の共同提出）

駅構内における安全対策の強化を求める意見書案（可決）

去る、一月二十六日、ＪＲ山手線新大久保駅で発生した、ホームから線路に転落した人を助けようとした二人を含め、三人全員が電車で轢かれ死亡した事故は、国の内外に深い沈痛とともに、大きな衝撃を与えたところである。

駅舎や駅周辺のバリアフリー対策については、昨年五月、交通バリアフリー法が制定され、今後、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し

た移動の利便性・安全性の向上の促進を目指した施策が、漸次実施されていくことになっている。

しかし、今回の事故は、転落検知マットや、線路内の退避場所が整備されていれば防ぐことができたものであり、今後、バリアフリー対策とともに、線路やプラットホームの転落事故防止策等駅構内における安全対策を早急に強化する必要があることを明示している。

よって、国におかれては、こうした事故の再発を防止するため、各鉄道事業者に対して、駅構内の安全対策の総点検を行わせるとともに、その改善・強化の迅速な実施を求められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年三月二十三日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

食品の安全性確保の強化を求める意見書案(可決)

食品の安全性の確保は、適正な栄養の摂取とともに、国民の健康にとって極めて重要な課題である。特に近年は、食中毒の防止や食品添加物の安全性の確保など従来からの課題に加え、科学技術の発達に伴い、遺伝子組換え食品や内分泌かく乱化学物質による健康への影響、さらには昨夏の大輸入食品の急増などから、国民の間に、食品の安全性確保を求める声が一層強まっている。

国においては、農薬や食品添加物に対する規制、遺伝子組換え食品の安全性の審査や表示の義務付けあるいは食品行政への消費者参加等、一定の施策が講じられているところではあるが、政策決定過程やその根拠となる考えやデータ等の情報公開などがまだ不十分であるとの指摘もなされている。

よって、国におかれては、食品のより一層の安全性を確保するため、次の事項を早期に実施されるよう強く要望する。

記

一 食品行政に国民の意見・要望を広く反映するため、パブリック・コメント(国民の意見申し出)制度の充実を図るとともに、食品行政への国民の参加を促進すること。

二 遺伝子組換え食品やアレルギー物質を含む食品の表示の義務付けを拡大するとともに、遺伝子組換え等の技術による食品の長期にわたる安全性や環境に与える影響を調査研究し、安全確保対策に万全を期すこと。

三 農薬・動物用医薬品の残留基準の対象品目を拡大するとともに、食品添加物の指定制度の充実を図ること。

四 食品安全行政に關しての情報公開を一層進めるとともに、食品メーカーに対するチェック体制を強化すること。

五 昨年十二月末に厚生省(現厚生労働省)が発表した「食の安全推進アクションプラン」の着実な実施を図り、その結果を国民に公表すること。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年三月二十三日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

平成十三年度

【六月県議会定例会】

ハンセン病に対する偏見のない社会の実現に向けた

決議案(可決)

ハンセン病問題については、政府が国家賠償請求訴訟にかかる熊本地裁判決の控訴を断念し、謝罪を行うとともに、国会においても、ハンセン病問題に關する国会決議がなされ、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立したところである。

このようにハンセン病問題の早期かつ全面的な解決に向けて大きく前進してきたことは、患者や元患者の方々の大変なご労苦を考えると、本県議会としても、歓迎するものであり、国への働きかけを行ってきた関係各位に敬意を表するものである。

本県においても、県行政が国のハンセン病政策の一端を担ってきたことにより、知事がお詫びを申し上げることとなったが、従来から積み重ねてきた知事による大島青松園の激励訪問や交流・啓発事業にもかかわらず、本県社会にハンセン病に関する偏見や差別が今なお解消されていないことは、本県議会としても率直に反省するところである。

よって、本県議会は、大島青松園をはじめ療養所での療養生活を希望される方々が安心して療養生活を送ることができるよう、国に働きかけるとともに、入所者の方々などが積極的に社会参加できるよう、ハンセン病に対する偏見や差別のない社会の実現に全力を尽くすことを、固く決意するものである。

以上、決議する。

平成十三年七月十一日

香川県議会
（全会派十三議員の共同提出）

地方交付税制度に関する意見書案（可決）

本格的な地方分権時代を迎え、人々が安全で安心して暮らし、快適な生活を送ることができる地域社会の実現を図るため、地域の活性化や少子・高齢化社会への対応、住民生活や産業活動に不可欠な道路の整備など、地方公共団体に求められる役割は、ますます増大している。

しかしながら、本県をはじめとする地方においては、都市部に比べて、まだまだ社会資本の整備が質・量ともに遅れた状態にある。

このような中、国においては、地方交付税制度の見直しが行われようとしている。

言うまでもなく、地方交付税制度は、地方公共団体がその財政力や経済力の差に関係なく、一定水準の行政サービスを提供するための財源を保障するという、極めて重要な役割を果たしている。

よって、国におかれては、地方財政制度の改革を行うに当たり、地方の切り捨てにつながることはないよう、地方の意見や実情を十分理解した上で、地方公共団体の自立的、自主的な行財政運営が確保されるよう強く要

望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会
（自民、社民・県民連合、改新、共産、民主、参加する会六会派十三議員の共同提出）

「京都議定書」の早期発効の実現に関する意見書案（可決）

地球温暖化は、二十一世紀における最も深刻な問題となっている。

気候変動はこれまでの予想を超える速度で進行しており、地球規模で温室効果ガス削減対策を進めることは、将来に対する私たちの責務であり、緊急の課題である。

こうした中、国際社会は、平成六年三月の気候変動枠組条約の発効とそれに続く平成九年十二月の「京都議定書」の採択によって、地球温暖化防止のための国際的合意を積み重ねてきた。

しかしながら、昨年十一月の気候変動枠組条約第六回締約国会議（COP6）では、「京都議定書」を批准可能にするためのルールについて合意に至らず、その後、米国のブッシュ政権が「京都議定書」の枠組みからの離脱を表明したのは、誠に遺憾である。

我が国は、「京都議定書」を採択した気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）の議長国として、特別な立場にある。

よって、国におかれては、国内の地球温暖化防止政策を強力に進めるとともに、七月に再開されるCOP6において、国際的合意を促し、「京都議定書」の一刻も早い発効に向けて国際的なリーダーシップを発揮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会
（自民、社民・県民連合、改新、共産、民主、参加する会六会派十三議員の共同提出）

家電リサイクル及び自動車リサイクル制度に関する

意見書案（可決）

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が、今や大きな課題となっている。

循環型社会の形成には、資源の循環的利用と廃棄物対策を積極的に推進することが重要であり、昨年五月には、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務などの基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定されたところである。

本年四月からは、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が本格施行され、また、新たに自動車リサイクルシステムの構築が検討されるなど、循環型社会を形成する仕組みづくりが進められているが、これを実効あるものとするには、廃棄物の発生抑制や再利用が図られるとともに、不法投棄が防止されるシステムを構築することが必要である。

特に不法投棄された廃棄物の処理は、地方公共団体にとって大きな負担となっており、放棄自動車の問題等は、地域住民の安全な生活を維持するうえで、大きな支障となっている。

このような中、家電リサイクル制度は、再商品化等に要する料金（リサイクル料金）が後払い制であることから、負担を免れるための不法投棄が現実起こっており、また、現在検討が進められている自動車リサイクルシステムについても、解体・処理費用の徴収方法等によっては、不法投棄等の増加が懸念されることである。

よって、国におかれては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

一 特定家庭用機器のリサイクル料金については、当該機器の販売時に徴収する制度（いわゆる前払い制）とするよう所要の措置を講ずること。

二 自動車リサイクル制度の創設に当たっては、「拡大生産者責任」の考え方に基づいた自動車製造事業者の責任と役割を明確にするとともに、特に解体・処理費用の徴収については、自動車購入時に支払う制度を採用するなど、地方公共団体の負担を増加させることなく使用済み自動車が

適正に処理され、不法投棄が防止されるシステムにすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

道路特定財源制度に関する意見書案（可決）

道路は、地域間の交流を促進し、均衡ある国土形成を図るとともに、地域住民の日常生活や経済活動に欠くことのできない最も基本的な社会資本であり、その整備に県民の強い期待が寄せられている。

本県においては、厳しい財政状況の中ではあるが、本州四国三橋時代を迎え、二十一世紀のみどり・うるおい・にぎわいのある香川の創造をめざして、各般の施策や事業を推進しているところであり、順次供用が図られている四国横断自動車道の整備効果を県内に波及させ、地域の活性化や福祉の向上を図るためには、地域高規格道路をはじめ一般国道・県道・市町村道に至る体系的な道路網の整備が、緊急かつ不可欠な課題となっている。

また、現在、県内で進められている市町合併を支援し、地域内外の連携強化を図るには、道路整備は欠かせないものであるほか、渋滞解消や歩行者・自転車の交通安全確保などの諸課題に対しても、積極的に対応していく必要がある。

地方における道路の果たす役割やその整備水準を十分議論することなく、道路特定財源の使途の拡大や一般財源化を進めることは、社会資本整備を更に遅らせ、地方の発展を阻害する大きな要因となるおそれがある。

よって、国におかれては、地方における道路整備の重要性を十分認識され、道路特定財源制度の見直しを地方の切り捨てにつながることをないよう、地方の声や実情を十分理解した上で議論を尽くし、地域のニーズに即した道路整備を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会

(自民、改新、民主三会派九議員の共同提出)

ハンセン病入所者に安心できる療養生活の保障を求める

意見書案(可決)

ハンセン病問題については、政府が国家賠償請求訴訟にかかる熊本地裁判決の控訴を断念し、謝罪を行うとともに、国会においても、ハンセン病問題に関する国会決議がなされ、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立したところである。

このように政府及び国会が、真摯な反省のもと、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決に向けて、速やかな措置を講じられていることは、本県議会としても敬意を表するものである。

しかしながら、ハンセン病療養所の入所者は、高齢化し、今後社会復帰をするには困難な入所者も多く、残された人生において安心して療養生活を送ることができる環境を整備する必要がある。

よって、国におかれては、ハンセン病療養所での生活を希望される方が最後まで安心して療養生活を送ることができるよう、入所者の意向を尊重して、療養所の統廃合を行わないようにするとともに、療養サービスの充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

芸術文化の振興を図る基本法の制定を求める意見書案(可決)

二十一世紀を迎え、人々が豊かに暮らせる社会を建設するためには、物質的な豊かさに加え、精神的な豊かさが求められており、芸術文化の果たす役割はますます重要になってきている。

芸術文化は、人々の心に安らぎを与え、様々な交流を促進するとともに、豊かな創造性を育むことにより、あらゆる産業の活性化の基盤にもなっている。

また、子ども達の豊かな人間性の育成には、心に潤いとゆとりをもたらす優れた芸術文化に触れることが必要であると同時に、子ども達が早い時期から文化に関心を持つことは、将来における文化の担い手を発掘し、次の世代の文化の裾野を広げるものとしてもきわめて重要である。

我が国の文化を支えるのは、いろいろな文化を享受し、参加するすべての国民であることから、国民が、文化に触れやすく、積極的に文化活動に参加することができるよう環境を整備することが求められている。

よって、国におかれては、芸術文化団体への税制上の優遇措置の拡充や芸術創造活動を促進するため、芸術文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年七月十一日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

【九月県議会定例会】

米国における同時多発テロ事件に関する意見書案(可決)

去る九月十一日、米国におけるニューヨークの世界貿易センタービル及びワシントンの国防総省を襲った同時多発テロ事件は、ハイジャックした民間航空機を建物に衝突させるといふ、卑劣極まりないやり方で、一瞬のうちに極めて多くの人命を奪い、世界を震撼させた。

このような無差別に市民を巻き添えにしたテロ行為は、民主主義を踏みにじり、世界の平和と安全を脅威にさらす暴挙であり、断じて許し難いものである。

本県議会は、ここに、米国及び犠牲となられた多くの方々に哀悼の意を表し、被害者の皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、世界の平和と安全に対する重大な挑戦であるテロ行為を厳しく指弾するものである。

よって、国におかれては、二度とこのような凄惨な事件(せいさん)が起きないよう、世界各国と連携して、同時多発テロ事件の解明に努め、テロ事件撲滅のために日本国憲法に則り毅然とした行動をとるとともに、国内においては、

治安と安全の確保について更に努力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年九月二十一日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

政治倫理に関する決議案(可決)

香川県議会における議会制民主主義の健全な発展は、県民の我々議員に對するゆるぎない信頼があつてはじめて成し遂げられるものである。

そのためには、県民の負託を受けた我々議員の高い倫理観と深い見識が不可欠である。

我々議員は、県民の厳肅な信託により、県民の代表として、県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して、その使命の達成に努めなければならない。

よつて、本県議会は、議員活動の公明と公正を確保し、もつて清浄な民主政治の健全な発展を期するため、「香川県議会議員政治倫理要綱」を別紙のとおり定め、これを遵守することを決意する。

以上、決議する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、改新、民主四会派九議員の共同提出)

〔別紙〕

香川県議会議員政治倫理要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、香川県議会議員(以下「議員」という。)の責務の重要性にかんがみ、議員活動の公明と公正を確保し、もつて清浄な民主政治の健全な発展を期するため、政治倫理確立のための行為規範及び議員がこの行為規範に抵触した場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為規範)

第二条 議員は、次に掲げる行為をすること又はしたことにつき、その報酬として金銭の授受をしてはならない。

一 県が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関し、県の職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように働きかけること。

二 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関し、当該法人の役員又は職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように働きかけること。

2 議員の配偶者又は二親等以内の親族が取締役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者となつてゐる法人の業務の主要部分が県との取引で占める場合、議員は、当該法人の営業に關与してはならない。

第三条(第七条(略))

(措置)

第八条 審査会の委員であつた者は、審査会が被審査請求者の行為が第二条第一項各号の一又は同条第二項に規定する行為に該当すると認定した審査報告書を議長に提出したときは、被審査請求者に反省を求め、又は議員の辞職を勧告する決議案を直近の香川県議会定例会に提出するものとする。

2 議長は、前項の決議案が第二条第二項に係るものである場合において、当該決議案が可決されたときは、議会の名において書面により当該法人に對し県との取引を自粛するよう通知するとともに、必要と認める県の機関に對し当該通知の内容を通知するものとする。

3 被審査請求者は、第一項の決議案が可決された場合において、当該議決の結果自らの名誉が毀損されたと思料する場合にも、告訴は自粛するものとする。

第九条(第十条(略))

附則

この要綱は、平成十三年十月十七日から施行する。

「地産地消」運動の推進に関する決議案（可決）

近年、我が国の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化、従事者の減少や高齢化の進行に加え、遊休農地の増加など様々な問題に直面し、極めて厳しい状況にある。

本県においてもその厳しさは例外ではなく、農林水産業の振興は、県民への食料の安定供給や環境保全などの面からも、従来に増して重要になっているところである。

また、本県では、多種多様なすぐれた農林水産物が生産されており、これら県産品の一層の需要拡大のためには、県外の大消費地への販売促進とともに、県内における消費拡大が重要である。

このため、県においては、地域で生産された農林水産物を地域で消費する「地産地消」運動の推進に取り組んでいるところであるが、この「地産地消」運動は、県民に対し新鮮で安心できる県産農林水産物を提供して食生活を豊かにしたり、子どもの県産品に対する関心や愛着心を育てたり、流通経費の削減による従事者の所得確保や県産農林水産物の消費拡大を図るうえで、その効果が大きいと期待される。

よって、本県議会は、県において、学校給食をはじめ公共施設等による県産農林水産物の利用、食農教育の推進、県民に対する県産農林水産物のPRなど、「地産地消」運動をより一層実効あらしめるための諸施策の推進に積極的に取り組むよう求めるものである。

以上、決議する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

私学助成制度の充実強化に関する意見書案（可決）

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、時代の変化に対応した特色ある教育活動を展開し、社会の各分野で活躍できる有為な人材を輩出してきたところである。

しかしながら、近年の少子化に伴う児童、生徒等の減少、加えて長引く

景気低迷により、学校経営を取り巻く環境は、一層厳しさを増している。

このようなことから、学校教育の一翼を担う私立学校の経営基盤を確立し、教育水準の維持、保護者の経済的負担の軽減など教育環境の整備充実を図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、このような私立学校の現状並びに私立学校教育の重要性を認識され、その健全な発展を図るため、私学助成の国庫補助制度の継続と一層の充実に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

緊急雇用対策の実施に関する意見書案（可決）

我が国の雇用情勢は、本年七月に完全失業率が過去最悪の5%に達し、完全失業者も三百三十万人となるなど、極めて厳しい状況にある。

さらに、今後の日本経済再生に向けた構造改革、とりわけ不良債権処理などの施策の本格的な展開に伴い、我が国経済社会が被る痛みは、ますます大きくなることが予想され、そうした中、中高年離職者対策をはじめとする雇用対策は、喫緊の課題となっている。

本県においても、これまで、全力で雇用対策に取り組むとともに、臨時・応急的に雇用・就業機会を創出する「緊急地域雇用特別交付金事業」も鋭意、実施してきたところである。

しかしながら、現下の厳しい雇用情勢に対応するためには、従来の施策をより一層充実するとともに、具体性と即効性を持った、新たな緊急雇用対策が求められている。

よって、国におかれては、緊急雇用対策に関して、次の事項を早急に実施されるよう強く要望する。

記

一 「緊急地域雇用特別交付金」について、その効果と評価を踏まえ、雇用期間の要件緩和をするなど、制度改善のうえ、交付金の増額を行うこと。

二 失業者の生活の支援と再就職促進策として、雇用保険給付期間、職業訓練、能力開発の拡充を実施するとともに、中高年離職者の再就職促進対策を充実すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

狂牛病対策に関する意見書案(可決)

英国を中心に欧州各国で猛威をふるった、牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病が、本年九月、我が国で初めて、千葉県内で確認されたことから、国民の間に一気に不安感が広まり、牛肉消費の低下や肉骨粉の処理問題の発生など、様々な影響が生じている。

このような、消費者を初め畜産農家や食肉流通関係者が抱える狂牛病の感染拡大や食肉の安全性等についての不安、大量にたまった肉骨粉の処理問題等を解消するためには、今回の狂牛病の発生原因を明らかにし、その根本的な対策を徹底するとともに、各自治体における検査及び監視体制の整備と適切な肉骨粉処理体制の確立が早急かつ円滑に行われることが急務である。

よって、国におかれては、狂牛病対策に関して次の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

一 感染経路を究明し、今後の拡大を防止するための確な対策を講じること。

二 適切な情報開示等により、消費者の不安解消に努め、早期に安全宣言を行うとともに、風評被害の防止に万全を期すること。

三 畜産農家に対する支援対策を強化・充実すること。

四 検査や監視体制の整備、肉骨粉の処理など狂牛病対策を行う自治体に対し、適切な助言及び財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

(自民、改新、共産、民主、参加する会五会派十二議員の共同提出)

セーフガードの本発動に関する意見書案(可決)

我が国では、食料・農業・農村基本法の下、食料自給率向上の目標を掲げ、農業の持続的な発展を図るべく各般の施策が展開されているところであるが、昨今の輸入農産物の増加は、国内農業に大きな影響を及ぼしている。

このため、国においては、本年四月、ねぎ、生しいたけ、畳表の三品目を対象にセーフガードの暫定措置を発動する一方、競争力強化に向けた構造改革に取り組んでいるところである。

しかしながら、国内産地の競争力の強化を図るためには、一定の期間が必要であるにもかかわらず、政府及び民間レベルにおける中国との二国間協議は、現段階に至っても交渉が進展していない状況である。

こうした中、セーフガードの暫定措置の期間が終了し、本発動がなされなければ、再び輸入の急増により、価格の下落を招来し、生産者の経営を圧迫するとともに、産地の構造改革に向けた取り組みが困難となるのみならず、産地の崩壊にもつながりかねない。

よって、国におかれては、国内産地の構造改革に必要な猶予期間を確保するため、ねぎ、生しいたけ、畳表についてセーフガードの本発動を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十月十七日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、改新、民主、参加する会五会派十二議員の共同提出)

【十一月県議会定例会】

香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例

議案(可決)

二十一世紀を迎えた今日、廃棄物の発生を抑制しながら、発生した廃棄

物についても再資源化や循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくことが大きな課題となっている。

このため、県においては、廃棄物の発生の抑制、循環的な利用や適正な処理を行うための各種施策を効果的に実施するとともに、県内処分場の逼迫、豊島問題の発生や県民の廃棄物に対する意識の高まりから、県外廃棄物の搬入を原則として認めない政策をとってきたところである。

今後とも、廃棄物行政に対する時代の要請にこたえながら、これまでの政策を堅持しつつ、廃棄物の循環的な利用を図り、持続的発展が可能な資源循環型の社会の構築を推進するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県外産業廃棄物の取扱いについて必要な事項を定めることにより、資源の有効利用と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この条例において「県外産業廃棄物」とは、県外において生じた産業廃棄物をいう。

3 この条例において「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

(事業者の責務)

第三条 県外産業廃棄物を県内で処理しようとする事業者は、県が実施する産業廃棄物に関する施策に協力するとともに、その処理に関して県民の理解を得るよう努めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、県内における県外産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、県外産業廃棄物の循環的な利用が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事前協議)

第五条 循環事業者（産業廃棄物の循環的な利用を行う事業者をいう。以下同じ。）は、県内において県外産業廃棄物の循環的な利用を行うときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、規則で定めるところにより、協議書を知事に提出しなければならない。

第六条（第十四条（略））

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第二項の規定に違反して県外産業廃棄物の循環的な利用を行った者

二 第十条の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第十六条 第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成十三年十二月十二日・自民、社民・県民連合、公明みらい、民主四会派十一議員の共同提出）

廃棄物についての基本的な条例に関する決議案（可決）

二十一世紀を迎えた今日、大気や水、土壌や海洋など、我々を取り巻く様々な自然環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築が求められている。

そのためには、豊島のような事態を再び起こさないという強い決意のも

と、廃棄物の発生抑制や減量化の推進、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理の推進に努めることが重要である。

このようなことから、県を挙げて、廃棄物についての基本的な理念や施策を定めた条例をすみやかに策定するものとする。

以上、決議する。

平成十三年十二月十七日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、公明みらい、民主四会派十一議員の共同提出)

本州四国連絡橋公団の改革に関する意見書案(可決)

本州四国連絡道路は、我が国の二十一世紀における国土政策の基本となる多軸型国土の形成を担う重要な路線であり、近畿、中国、四国地域の高速道路網の進展と相俟って、大阪湾から瀬戸内海沿岸地域、更には日本海、太平洋沿岸地域までも含めた西日本経済圏の形成を可能にするなど、広く産業、経済、文化の発展に寄与しているところである。

このように本州四国連絡道路は、国家プロジェクトによって誕生した国民のかけがえのない財産であり、高速自動車国道と同等な役割を果たしている道路である。

一方で、近畿、中国、四国地域にとっては、必要不可欠な社会基盤であり、これまで地域経済を支え地域の活性化に大きな役割を果たしてきたことから、関係地方公共団体は出資を行ってきたが、厳しい財政状況の中、大きな負担となっており、また、通行料金についても他の高速道路の通行料金と比べ利用者に割高感が強く、本年十一月からは、経済界を中心に高速道路なみの料金とするよう署名運動も始まっている。

こうした中、去る十一月二十七日に特殊法人等改革推進本部、行政改革推進本部において、本州四国連絡橋公団は民営化し、債務については国の道路予算と関係地方公共団体の負担において処理する方針が関係地方公共団体に協議がないまま決定されたことは誠に遺憾である。

よって、国におかれては、本州四国連絡橋公団の民営化にあたっては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

一 地方の意見を尊重し、協議の上、決定されること。

二 関係地方公共団体に新たな負担を求めないこと。

三 本州四国連絡道路について、より利用しやすい通行料金を実現すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年十二月十七日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、公明みらい、共産、民主、参加する会六会派十二議員の共同提出)

牛海綿状脳症対策の強化に関する意見書案(可決)

わが国で牛海綿状脳症が発生して以来、国民の間には牛肉の安全性に対する不安感が著しく高まっており、牛肉消費の低迷、牛肉価格の大幅下落等により、生産者をはじめ、食肉関係業者は深刻な打撃を受けている。

国は、緊急対策として、生産農家、食肉小売業者、焼き肉店等に対する支援措置などを講じるとともに、牛肉の安全性確保のため、と畜場に搬入される牛の全頭スクリーニング検査や、肉骨粉の輸入、製造、使用等の全面禁止措置などを講じてきたが、依然として消費者の不安は解消されていない。

こうした中、二頭目、三頭目の牛海綿状脳症の発生が確認されたことにより、消費者の一層の牛肉離れが懸念されている。

よって、国におかれては、これ以上の消費者の不安の広がりを防ぐとともに、生産農家や食肉関係業者の経営安定化のため、次の事項に全力で取り組まれるよう強く要望する。

記

一 今後とも感染牛を一切食肉市場に出さないための、全頭スクリーニング検査の実施に一層の支援措置を講じるとともに、生産農家における死亡牛の検査を徹底すること。

二 発生原因と感染経路を早急に解明するとともに、肉骨粉等の焼却処分

の促進に努めること。また、感染牛が発見された際に、迅速な追跡調査ができるよう、牛の個体識別システムを早急に整備すること。

三 先に市場隔離措置を講じている全頭検査前の牛肉在庫については、再び食肉として出回らないようにすること。

四 生産農家、食肉卸・小売業者、畜産副産物製造業者及び焼き肉店等に対する経営相談の強化、融資の充実、債務保証に関する特例的措置などの救済策並びにと畜業者が行う衛生対策に対する支援措置を早急に講じること。

五 牛海綿状脳症に関するこれまでの行政対応上の問題を検証するとともに、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について調査検討を行い、消費者の不安の払拭に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成十三年十二月十七日

香川県議会
(全会派十四議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例議案（可決）

第一条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十七年香川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「大川郡選挙区、香川郡選挙区」を「香川郡選挙区、仲多度郡第一選挙区」に、「次の」を「次の表の」に改め、同条の表観音寺市選挙区の項の次に次のように加える。

さぬき市選挙区	さぬき市の区域	三人
---------	---------	----

第二条の表大川郡選挙区の項中「五人」を「二人」に改める。

第二条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙

すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。
第一条中「第九十条第三項」を「第九十条第一項」に改める。

第三条 香川県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表大川郡選挙区の項を次のように改める。

東かがわ市選挙区	東かがわ市の区域	二人
----------	----------	----

附則

この条例中第一条の規定は平成十四年四月一日から、第二条の規定は平成十五年一月一日から、第三条の規定は平成十五年四月一日から施行する。
（平成十四年三月二十二日・自民、社民・県民連合、公明みらい、民主、参加する会五会派十議員の共同提出）

【参考】

新

第一条関係（平成十四年四月一日施行）

（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第一項から第四項まで及び第八項本文（高松市選挙区、香川郡選挙区、仲多度郡第一選挙区及び三豊郡第一選挙区にあつては、同項ただし書）の規定に基づき、香川県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		議員の数
名 称	区 域	
（略）		
観音寺選挙区	観音寺市の区域	二人
さぬき市選挙区	さぬき市の区域	三人
大川郡選挙区	大川郡の区域	二人
木田郡第一選挙区	木田郡三木町の区域	一人
（略）		

第二条関係（平成十五年一月一日施行）

（定数）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定に基づき、香川県議会の議員の定数は、四十五人とする。

第三条関係（平成十五年四月一日施行）

第二条の表

選挙区		議員の数
名称	区域	
（略）		
東かがわ市選挙区	東かがわ市の区域	二人
（略）		

公務員倫理の徹底と公務に対する信頼の確保に関する

決議案（可決）

県は、平成十三年三月に香川県職員倫理条例を制定し、職員が職務を遂行するに当たって、全体の奉仕者として常に自覚しなければならない職務に係る倫理の保持に努めてきたところである。

しかるに、この度、県の大半の職場で、県庁生協、讃岐会館、ラポールイン・タカマツ、さらには民間企業をも巻き込んだ公費の不正・不適正な使用が行われ、その額も会計書類に残っている平成八年度以降だけで、八億三千万円余に達することが明らかになった。

このような行為は、長期にわたる不況や行財政改革の痛みに耐えている県民を裏切る信じ難い行為であり、断じて許されるものではなく、県民の県政に対する信頼を著しく失わせる結果となったことは、極めて遺憾である。

このことは、職員に、全体の奉仕者としての強い自覚と行動を求めている香川県職員倫理条例の理念に真つ向から反するものであり、さらには、最少の経費で最大の効果を挙げるための行財政改革への取り組みに対する

真剣味を疑わせるものである。

よって、本県議会は、県当局に対し、今後、再びこのような事態が生ずることのないよう、職員の意識改革と公務員倫理の徹底を期するとともに、将来にわたる再発防止措置をしつかりと講じ、県政運営に対する県民の信頼回復に全力を挙げて取り組むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会

（全会派十四議員の共同提出）

「有事法制」に反対する意見書案（否決）

開会中の第一五四回通常国会に提出されるという「有事法制」は、地方自治及び住民生活と密接不可分のものであるだけに、地方自治体の意見・意向を十分踏まえたものでなければならない。

地方自治体は、地方自治法に定められた自治体の責務である「住民の生命と財産を守る」ため、安心した暮らしの保障、また、災害等緊急事態への対応のため日夜、住民サービスをはじめ警察や消防等の業務に真摯に取り組んでいるところである。

ところが、マスコミ報道等によると、今回の「有事法制」は、空港や港湾、病院などの公共機関・施設の軍事的利用をはじめ道路法、海岸法、河川法、森林法、建築基準法、危険物運搬規則、医療法、墓地・埋葬法など住民生活に深く関わっている諸法令を、防衛出動した自衛隊の行動が優先する方向で改正するとともに、緊急事態における自治体・首長の権限を政府・首相の権限に移管するほか、その事態に対応する業務の遂行では自治体や自治体職員そして民間人・住民に対して強制力を持った従事命令を下すとの内容になっており、憲法に抵触するものである。

よって、国におかれては、地方自治体や住民の納得、理解が不十分なまま、同法案を国会に提出し、また成立させることのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

(社民・県民連合、共産、つなぐ会、参加する会四会派八議員の共同提出)

夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書案 (可決)

女性の社会進出が進み、結婚後も同じ姓で仕事を続けたいと望む女性が増えたことなどを背景に、個人の意思を尊重し、男女平等を推進する立場から、国においては、現在、民法改正による夫婦別姓制度の導入が検討されている。

しかし、三世代同居の減少や犯罪の低年齢化など、家庭を取り巻く環境の変化に加え、夫婦別姓制度が導入されることになれば、親子別姓をもたらし、家族の絆を弱めることにつながるとともに、子どもに与える影響も計り知れないものがあり、我が国の将来に大きな禍根を残すことになることと危惧するものである。

自助努力による家族介護や家庭教育の重要性が叫ばれる今日においては、むしろ社会の基盤となる家庭や家族の一体感を再認識するとともに、家族の絆を強化していく必要がある。また、夫婦別姓制度の導入に対する世論も分かれており、国民的合意には程遠い状況にある。

よって、国におかれては、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れのある夫婦別姓制度を拙速に導入することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会
(自民七議員の提出)

医療制度改革に関する意見書案 (可決)

我が国の医療制度は、国民皆保険制度により、国際的に高い保健医療水準や世界有数の長寿の実現に大きく貢献してきた。

しかし、少子高齢化の急速な進展や長引く経済不況の影響が相まって、医療保険全体の財政悪化はもはや看過できない深刻な問題となっており、

加えて医療技術の進歩や国民の意識の変化など、医療制度を取り巻く環境は大きな転換期を迎えている。

このため、国においては、第一五四回通常国会への医療制度改革関連法案の提出をはじめ、医療制度の抜本改革に向けた取り組みが進められている。

医療制度の抜本改革に当たっては、国民皆保険制度を堅持し、国民が安心して良質な医療サービスを受けられるようにするとともに、将来的に持続可能で安定的な制度を構築することが重要である。

よって、国におかれては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 適正な国民負担の設定、医療費の効率化、保険運営のコスト縮減など、医療制度のあらゆる面において抜本的な見直しを行い、基本的な骨格は将来的に維持できる安定した制度とすること。

二 救急体制や小児医療、離島医療の確保、透明性の向上、医療事故防止対策の徹底、医療情報化の推進などを図り、どの地域でも質の高い医療サービスが提供される仕組みを確立すること。

三 低所得者や高齢者、障害者、難病患者等の実情に配慮した対策を講じるとともに、これらの人々に対する保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会
(自民、公明みらい二会派八議員の共同提出)

安心の医療制度への抜本改革を求め、負担増に反対する意見書案 (否決)

医療制度改革に関する健康保険法等改正法案の内容は、診療報酬改定を一・三％、薬価改定等を一・四％引き下げ、老人医療費の公費負担を三割から五割に五年間で段階的に引き上げる一方、総報酬制の下で、平成十五年度から政管健保の保険料を予定どおり引き上げ、必要な時期に七割給付で

保険間の統一を図ることや、七十歳以上の老人は九割給付（ただし、一定以上の所得者については八割給付）とし、老人医療対象年齢を五年間で段階的に七十五歳以上に引き上げること、高額療養費の自己負担限度額を見直す、などとなっている。

今回の改正は、患者・被保険者への負担増が中心となるもので、国民生活に大きな影響を及ぼすことになる。

医療制度については、少子高齢社会にあっても国民が安心して良質な医療を効率的に受けられる抜本的な改革が必要である。

よって、国におかれては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 患者が必要とする医療情報の公開、救急体制や小児医療の拡充、手厚い看護体制など、安心・信頼できる、質の高い医療サービス体制を確立すること。

二 勤労者の健康保険料や、患者負担の二割から三割への引き上げを行わないこと。

三 高額療養費など自己負担限度額の引き上げを行わないこと。

四 老人医療の対象年齢や、一定以上の所得のある高齢者の患者負担を一割から二割負担への引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

（社民・県民連合、共産、つなぐ会、民主、参加する会五会派九議員の共同提出）
香川県議会

骨髄バンクの利用にかかわる医療保険の適用等を求める

意見書案（可決）

骨髄移植は、白血病などの難治性疾患に対する根治的治療法として、国民医療に不可欠なものとなっており、骨髄バンク事業の進展に伴い、骨髄バンクを介した骨髄移植は着実に症例が増加し、今後とも事業の一層の推

進が望まれている。

しかしながら、骨髄移植にとって不可欠なドナー候補者の血液検査料や、ドナー障害保険料、移植後のドナーの健康管理等調査料は、医療保険の適用とはならず、その経費約四十万円が患者負担となっており、患者とその家族は過重な経済的負担を強いられている。

なお、海外から骨髄提供を受けた場合には、患者負担は三百万円から五百万円に達している。

一方、骨髄移植推進団体である「財団法人骨髄移植推進財団」は、ドナー登録会の開催増加に伴う費用や、症例数増加に対応するためのコーディネーター業務にかかる調整活動費の増大などにより、患者の救命をすればするほど赤字が増大しており、その財政は破綻の危機に直面している。

よって、国におかれては、患者及びその家族の経済的負担の軽減と、骨髄バンク事業の健全な運営を確保するため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 骨髄移植に使用する骨髄液に医療保険点数をつけ、骨髄バンクを紹介した骨髄提供に派生している過重な患者負担金を解消すること。

二 海外の骨髄バンクから提供される骨髄液に対しても、国内と同様の扱いとし、過重な患者負担のないようにすること。

三 財団法人骨髄移植推進財団に対する助成を充実するなど、財団運営の財政基盤を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

（全会派十三議員の共同提出）
香川県議会

母子家庭等に対する自立支援施策等の拡充を求める

意見書案（可決）

国においては、先般、「母子家庭等自立支援対策大綱」を取りまとめたところであるが、急速な離婚の増大を背景とした母子家庭等の増加や現下の厳

しい経済・雇用環境の中、新しい時代の要請に的確に対応した総合的かつきめ細かな母子家庭等に対する自立支援対策が求められている。

このため、子どものしあわせを第一に考え、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立支援」に主眼を置いた改革を実施し、子育てや生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援の四つの施策を総合的に展開する必要がある。

よって、国におかれては、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 児童扶養手当の見直しに際しては、将来にわたり持続可能な安定的なシステムを構築するとともに、母子家庭の生活の変化に対して十分配慮すること。

二 親の疾病等にきめ細かく対応した子育て支援サービスの充実や、保育所・放課後児童クラブ等への母子家庭等の優先入所を明確化するなど、安心して子育てできるサービスの拡充を図ること。

三 就業相談や技能講習、就業の指導 あつ旋及び企業等へのインセンティブ策など、特に母子家庭の母親が就業し自立できるような総合的な就労支援施策を講ずること。

四 親の子どもに対する扶養義務に基づいた養育費の支払いがなされるよう、関係法律の改正や相談体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会
(自民、公明みらい二会派八議員の共同提出)

児童扶養手当の削減案撤回を求める意見書案 (否決)

国は、「子どものしあわせを第一に考えた総合的な母子家庭等の自立支援策」を明らかにし、その中で、子育てと生活の場の整備、就労支援、養育費確保と並列し、経済的支援体制の整備として、児童扶養手当の見直し案を示し、来年度から順次実施することとしている。

しかし、見直し案は、年収の限度額を引き上げて支給対象世帯を拡大しているものの、満額支給の要件を厳しくし、非課税世帯からも減額措置を行うものであり、この見直しにより母子世帯の約半数で手当が減ると推定される。

また、現在は、十八歳になる年度末まで児童扶養手当が支給されているが、平成十五年度からの本格実施では、支給期間を五年間に短縮し、請求期限も五年とする案が盛り込まれており、この短縮は、母子家庭を不安定な状況に置けばかりか、子どもの就学の権利をも奪うことになる。

長引く不況は弱い立場にある母子家庭を直撃し、労働意欲があり、資格をもっているにもかかわらず、現実には不安定なパートなどの仕事にしか就けないというのが実情であり、平均年収が一般家庭の約三分の一である生別母子家庭にとつて、児童扶養手当は命綱である。

国は、離婚件数の増加によつて財政がひっ迫していることを理由に、支給総額の抑制を押し進めているが、母子家庭への就労支援策の効果も見えず、養育費徴収の法制化も未整備のまま、実施に踏み切れることは、母子家庭の生活を無視し、「子どものしあわせを第一に考えた」自立支援策とは到底いえない。

よって、国におかれては、児童扶養手当の見直し案を撤回されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会
(社民・県民連合、共産、つなぐ会、参加する会四会派八議員の共同提出)

雇用対策の拡充・強化を求める意見書案 (可決)

我が国経済は、長期にわたる個人消費や企業の設備投資の低迷などから、景気の悪化傾向が続き、完全失業率も、昨年七月に五パーセント台を突破して以来、高水準で推移しており、地域の経済や雇用は、深刻な事態に立ち至っている。

本県においても、県内中小企業の相次ぐ倒産や大手企業の撤退など、出

口の見えない経済状況にあり、雇用情勢のさらなる悪化が懸念されている。こうした中、国においては、緊急かつ臨時的な雇用創出を図るための新たな「緊急地域雇用創出特別交付金」の創設や、民間活力の活用による職業紹介機能の充実など、雇用対策に積極的に取り組んでいるところである。しかしながら、現下の雇用情勢を踏まえ、国が進める構造改革からくる痛みをやわらげるためには、より一層の実効性ある具体的施策の展開が求められている。

よって、国におかれては、雇用の拡大と安定のため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 教育、医療、介護、環境等、社会的ニーズが高まっている分野を中心に雇用の創出・拡大を図るとともに、労働力需要のミスマッチの縮小を図ること。

二 地域における能力開発・再就職支援策など各種支援策の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十二日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

平成十四年度

【六月県議会定例会】

住民基本台帳ネットワークシステム稼動と個人情報

保護法の早期制定に関する意見書案(可決)

住民基本台帳ネットワークシステムの導入をはじめ電子政府・電子自治体の構築が進められるなど、高度情報通信社会の到来に伴い、個人情報の保護は極めて重要な課題となっている。

住民サービスの向上と住民負担の軽減、国・地方を通じた行政改革の推進には、行政の高度情報化は不可欠であるが、その中で取り扱われる個人

情報は、最大限保護されなければならない、万全の措置を講ずる必要がある。このような中、個人情報保護法制の整備がなされないまま住民基本台帳ネットワークシステムが稼動されることについては、強い危惧の念を抱くものである。

よって、国におかれては、住民基本台帳ネットワークシステムの実施に当たっては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律の早期整備をはじめ各般にわたる体制の整備を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

香川県議会

(自民、公明、みらい二会派七議員の共同提出)

住民基本台帳ネットワークシステムの稼動延期と

個人情報保護法の早期制定に関する意見書案(否決)

住民基本台帳ネットワークシステムの導入をはじめ電子政府・電子自治体の構築が進められるなど、高度情報通信社会の到来に伴い、個人情報の保護は極めて重要な課題となっている。

住民サービスの向上と住民負担の軽減、国・地方を通じた行政改革の推進には、行政の高度情報化は不可欠であるが、その中で取り扱われる個人情報、最大限保護されなければならない、万全の措置を講ずる必要がある。

このような中、個人情報保護法制の整備がなされないまま住民基本台帳ネットワークシステムが稼動されることについては、強い危惧の念を抱くものである。

よって、国におかれては、住民基本台帳ネットワークシステムの稼動を延期されるとともに、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律の早期整備をはじめ各般にわたる体制の整備を早急に講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

（社民・県民連合、共産、参加する会三会派七議員の共同提出）
香川県議会

道路整備に関する新たな長期計画及び道路特定財源制度

に関する意見書案（可決）

道路は、県民の日常生活や社会・経済活動を支える最も重要な役割を果たしている社会資本であり、その整備には、県民の強い期待が寄せられている。

本県においては、二十一世紀のみどり・うるおい・にぎわいのある香川の創造をめざして、厳しい財政環境の下ではあるが、各般の施策や事業を積極的に展開しているところである。

このような中、本県では、本州四国三橋時代を迎え、四国横断自動車道の高松中央―高松西間が平成十四年度内に結ばれ県内区間全線が開通することとなるが、これら高速交通体系の整備効果を最大限に活用し、地域の活性化や県民福祉の向上を図るためには、遅れている地域高規格道路をはじめ、一般国道、県道、市町村道に至る体系的な道路網の整備を促進することが、ますます重要かつ喫緊の課題となっている。

また、市町合併の進展に伴う合併支援道路の整備促進や、渋滞の解消、バリアフリー化、交通安全対策など、県民の多様な要望に応え、安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進していく必要がある。

よって、国におかれては、道路整備に関する新たな長期計画の策定において、遅れている地方の道路整備の現状を十分認識されたうえで、地方の道路整備予算を確保し、長期的視点に立った円滑な道路整備の推進が図れるよう配慮するとともに、道路特定財源制度については、受益者負担の原則に則り、一般財源化など他に転用することなく、これを堅持し、すべて国民の期待する道路整備を強力に推進するために充てるなど、地方を切り捨てることなく、地方の声や地域のニーズに即した道路整備を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

（自民、公明みらい二会派九議員の共同提出）
香川県議会

政治倫理及び公正な入札の確立を求めるための意見書案（可決）

昨年、国会議員らが公務員に対してあっせん行為を行い、その対価として報酬を受け取ることを禁じた「あっせん利得処罰法」が制定、施行された。しかるに、本年に入って悪質重大な事件が多発し、政治家と金銭をめぐる問題が改めて大きく問われており、国会議員ら政治家や秘書の自己規律が強く求められるとともに、早急に事件の再発防止の仕組みを確立することが必要である。

また、近年、国・地方公共団体等の職員が入札談合等に関与している事例、いわゆる官製談合が多発しているが、現在の法体系では、公正取引委員会にこれらの事件に有効に対処する権限がないなど、官製談合を排除及び防止するための法的整備がなされていない状況である。

よって、国におかれては、政治倫理及び公正な入札を確立するため、あっせん利得処罰法の一部改正など関係法制の早期整備を図るとともに、政治に対する国民の信頼を回復するため、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

（自民、公明みらい、参加する会三会派十議員の共同提出）
香川県議会

「自然再生推進法（仮称）」の早期制定を求める意見書案（可決）

近年、地球的規模の環境破壊が進み、地球温暖化や森林の消失など、われわれ人類の生存基盤である自然、すなわち自然生態系が、大きく失われつつある事態に立ち至っている。

元来、多様な自然環境に恵まれ、豊かな自然と共存した生活を営んできたわが国においてさえ、最近の各種の開発や都市化の進展等によって、里

山や自然河川、或いは干潟の消失など、貴重な自然が、急速に、かつ大きく損なわれつつあるという厳しい実態がある。

自然生態系は、言うまでもなく、われわれの暮らしや生命活動の源となるものであり、これら自然循環というものが基盤にあつてこそ、「循環型社会」も「持続可能な社会」の発展も意味をもつものと言える。

こうした状況のなかで、河川の再蛇行化や里山の回復など、各地において失われた自然を回復、再生しようとする試みが、官民を問わず胎動し始めている。

政府においても、自然と共生する社会の実現に向けて、さまざまな事業が計画され、実施に移されようとしているが、各省庁間、あるいは各地域間で、必ずしも効果的な連携が図られているとはいえない現状にある。

以上の現状を踏まえ、NPO（民間非営利団体）等の専門知識や地域住民の活力等を活かしつつ、環境政策を所管する環境省を中心として、各省庁、地方公共団体、専門家、住民等が一体となって、自然再生事業をより計画的、総合的に取り組めるようにすることが何よりも急務である。

よって、国におかれては、「自然と共生する社会」実現をめざし、人為的行爲によって失われた貴重な自然環境の回復・再生、さらには創世を図る自然再生事業の、より積極的な推進を制度面からバックアップする、「自然再生推進法（仮称）」の一日も早い制定を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

香川県議会

（自民、公明みらい、民主三党派十議員の共同提出）

森林・林業・木材関連産業政策と新たな予算の確立
を求める意見書案（可決）

平成十三年七月十一日の森林・林業基本法の施行とその具体化に向けた十月の森林・林業基本計画の閣議決定により、今後、「森林の有する多面的機能の発揮」を前提に森林整備や地域材の利用推進、林業労働力の確保に向け対策等を進めていくこととなっている。

しかしながら、今日の林業や木材関連産業を巡る情勢は、改善されるところが益々厳しい状況になりつつある。

本県においても、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、このことが森林所有者の林業に対する経営意欲の減退をまねき、適切な施策がなされないまま放置される森林が増えるなど、森林の多面的機能の低下が危惧される状況にある。

今日のような林業経営を巡る厳しい環境が続く以上、これまでのように森林所有者や関係業界・団体による経済活動を基本とした森林・林業政策だけで森林の健全性を保つことは困難な状況になりつつある。

よって国におかれては、森林を「公共財・環境財」と明確に位置づけ、地球温暖化対策としての森林・林業政策の推進と、森林・林業基本法に基づく二十一世紀にふさわしい林政の推進に向け、次の事項に早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

一 森林・林業基本計画に基づく望ましい森林の達成のため、補助事業の拡大等新たな森林整備への支援策を講じること。

二 公共施設への地域材の利用に向け、関係省庁の枠を超えた利用の推進を図ること。

また、間伐材についても、木質バイオマスエネルギーへの利用や公共工事への利用等、その促進に向け支援策を講じるほか、木材価格の安定に向けた国としての支援策を確立すること。

三 森林整備を推進するうえで、担い手である林業労働者の確保が極めて重要となっているため、「緊急地域雇用特別交付金事業」と連動させた、恒常的林業労働力確保に向け、新たな予算措置を講じること。

四 林業・林産業の基盤整備を進める上からも、初回間伐の適切な実施は不可欠であり、そのためにも初回間伐の全額公費負担の支援策を講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年七月十二日

香川県議会

(全会派十五議員の共同提出)

【九月県議会定例会】

本州四国連絡道路の通行料金及び地方負担に関する

意見書案(可決)

瀬戸大橋をはじめとする本州四国連絡道路は、本州・四国間の交流を促進し、広く産業、経済、文化の発展、振興に資する国家プロジェクトとして行われた事業である。

このため、厳しい財政状況の中で、本県をはじめ関係地方公共団体は二千八百億円に達する出資を行ってきた。

こうした中、昨年十二月、本四公団について廃止、民営化の方針が示され、その後、設置された道路関係四公団民営化推進委員会がまとめた中間整理においては、通行料金を引き下げる方向性が打ち出されたものの、本四公団の債務処理について、「国、関係地方公共団体の負担において処理することとされたことは、何ら根拠のない負担を地方に求めるものであって、誠に遺憾であり、更なる地方負担は、到底受け入れることはできないものである。

よって、国におかれては、本四公団の民営化にあたっては、地方の意見を尊重し、架橋効果を十分發揮させるため、より利用しやすい通行料金を実現するとともに、本四公団の債務処理について新たな地方負担を求めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年九月二十四日

香川県議会

(自民、社民・県民連合、公明みらい、共産、民主、参加する会六会派十一議員の共同提出)

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致及び不審船事件
に関する意見書案(可決)

先月十七日、小泉首相と朝鮮民主主義人民共和国の金総書記との間で初

の首脳会談が行われた。

日朝間の長年にわたる重い扉を開けた小泉首相の決断は、国交正常化への第一歩として評価されるものである。

しかしながら、会談において金総書記が初めて認めた日本人拉致事件についての内容は、すべての国民に強い衝撃を与えとともに、拉致被害者のうち八名の死亡が明らかにされたことは、さらに国民の憤りと深い悲しみをもたらした。誠に痛恨の極みである。

また、度々日本海方面を中心にわが国の領域に侵入する一方、昨年暮奄美大島沖で銃撃戦の後沈没した不審船は、作業員の輸送、日本人の拉致などを目的とする朝鮮民主主義人民共和国の武装工作船であることが判明している。

こうした国家による謀略行為は、わが国の主権に対する明白な侵害行為であり、断じて許し難く、厳しく糾弾されなければならない。

よって、国におかれては、国交正常化交渉に際しては、二度とこうした悲惨な事態が起こらないよう、謝罪と真相の徹底究明を最優先課題とし、生存者の家族を含めた早期帰国や被害者家族への補償を求めるとともに、国民感情を無視した経済援助を行うことのないよう、さらには領域の警備活動を強化するなど主権国家として毅然とした外交姿勢を堅持し、対応に万全を期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(自民、公明みらい、共産、民主、参加する会五会派九議員の共同提出)

国連を中心にした平和秩序を求める意見書案(可決)

アメリカは、イラクによる大量破壊兵器の開発・貯蔵が行われていることを理由に武力攻撃を示唆している。

国連憲章は、その目的の第一に国際の平和及び安全を維持すること、国際的紛争を正義と国際法の原則にもとづく平和的手段によって解決することを掲げている。

そして、目的達成のための加盟国の行動原則として、紛争の平和的解決を義務づけ、武力による威嚇または武力の行使を禁じている。

よって、国におかれては、国際紛争の解決に関する国連の役割を重視する観点から、国連憲章に沿った平和秩序を確立する努力を尽くされることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(全会派十二議員の共同提出)

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書案(可決)

自衛隊は、国内的には、国民の生命や財産を保護する活動が期待されており、国際的には、武装工作船の我が国周辺への出没などアジア太平洋地域の不安定な要素の存在や、米国における同時多発テロ事件等に見られる緊迫した国際情勢の中で、国防の重要性は増し、さらに国際平和への貢献についても強く求められているところである。

現在、防衛庁は、内閣府設置法で内閣府の外局に位置づけられており、大臣が置かれているものの、組織的には内閣府の下部組織であるが、主要各国において国防に関する組織は「省」となっている。

我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中、主要各国同様、国の防衛の基本的な位置づけとして、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障や危機管理に的確に対応できる体制を整備するとともに、国際的にも積極的な役割を果たしていく必要がある。

よって、国におかれては、防衛庁の「省」昇格を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(自民八議員の提出)

私立学校助成制度の充実強化に関する意見書案(可決)

私立学校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、新しい時代に対応した特色ある教育を行い、社会の各分野で活躍できる有為な人材を輩出してきたところである。

しかしながら、少子化の進展による生徒数の大幅な減少や深刻化する景気低迷から、私立学校の経営はかつてない厳しい状況に直面している。

このような中、学校教育の一翼を担う私立学校の経営の健全性を確保し、教育条件の維持・向上、保護者の経済的負担の軽減など教育環境の整備・充実に努めることが、強く求められる。

よって、国におかれては、私立学校の現状及び私立学校教育の重要性を認識され、その健全な発展を図るため、私立学校助成の国庫補助制度の堅持と一層の充実強化に努められるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

大規模な産業廃棄物不法投棄地の原状復旧費に対する国の支援に関する意見書案(可決)

我が国における産業・経済の発展は、大量の廃棄物を発生させ、生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン対策、資源リサイクルなどの観点から、その適正処理が重要な課題となっている。

現在、資源循環型社会の形成に向け、国民、産業界挙げて、産業廃棄物の発生・排出抑制等の対策に積極的に取り組んでいるが、全国各地で産業廃棄物の不法投棄が繰り返されており、昨今の厳しい財政状況の中、地方公共団体において産業廃棄物撤去等処理費用が大きな負担となっている。

こうした中、環境省は、青森・岩手県境で発生した大規模不法投棄の原状回復に対して、平成十五年予算の概算要求の中で、新規の公共事業として「産業廃棄物不法投棄地再生事業」を盛り込むなど、両県が実施する再生事業に、積極的な支援措置を打ち出している。

本県においては、小豆郡土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物問題について、調停条項に従い豊島産業廃棄物等対策事業を進めているところであるが、本事業に要する費用は、本県にとつては過大な負担となっている。よつて、国におかれては、豊島産業廃棄物等対策事業を不法投棄の現状復旧のモデルケースとして、青森・岩手県境の不法投棄事例と同様の支援について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(全会派十三議員の共同提出)

高速道路の整備促進に関する意見書案(可決)

道路関係四公団の民営化については、道路関係四公団民営化推進委員会において調査・審議が行われており、推進委員会は先般、中間整理を取りまとめ、内閣総理大臣に提出したところである。

今回の中間整理では、国および日本道路公団は、直ちに、高速自動車国道の施行命令の全面執行について、凍結・規格の見直しを含む再検討を行うとしているが、これは、地方の実情を十分把握したものでなく、高速道路の整備を待ち望んでいる地方の意見を無視するものであり、採算性のみにより高速道路整備のあり方の議論が進められることを、深く憂慮するものである。

改めて言うまでもなく高速道路ネットワークは、国土政策上、あらゆる社会・経済活動を支える基盤施設であるとともに、地方分権を推進し、地域の産業振興等に寄与する基本的な社会基盤であることから、高速道路の整備は重要な意義を持つものであり、四国を8の字に循環する高速道路の整備促進は必要不可欠である。

本州と四国を結接する位置にある本県においても四国横断自動車道高松東ICから鳴門IC間の四車線化は、高速交通体系の整備効果を高める上で極めて重要であり、四国を8の字に循環する高速道路の整備と相まって、本県はもとより四国地方の自立や地域経済の活性化に欠くことのできない

ものであるとともに、少子高齢化・過疎化が進行する地域の定住促進のためにも極めて大きな役割を果たすものである。

よつて、国におかれては、地方の実情や意見を十分配慮の上、高速道路が地域づくりの根幹となっていることに鑑み、責任を持って着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(自民、公明みらい二会派八議員の共同提出)

介護保険制度の改革を求める意見書案(可決)

平成十二年度からスタートした介護保険制度は、本年度三年目を迎えたが、介護サービス利用者の着実な増加が示すように、制度の着実な普及と発展が見られる反面、想定外の諸問題などが浮き彫りになりつつある。

地方自治体においては施設整備や在宅サービスの充実が直ちに高齢者の保険料に跳ね返ることを懸念しており、次期介護保険事業計画策定に向けて慎重な検討が重ねられている。また国に対し低所得者対策や介護予防事業の強化・充実を望む声が多い。

よつて、国におかれては、次の介護保険制度改革を視野に入れ、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

記

一 施設へのニーズが激増している以上、これに対応する必要がある、その質を確保しつつ既存施設及び各種新型施設の整備を促進すること。そのためのきめ細かな助成を行うこと。

二 在宅介護の充実と家族介護の負担軽減を図る必要がある、そのために在宅介護報酬の改善や過疎地等への特別加算の引き上げ等を図るとともに、ショートステイ及びバリエーブル体制の充実と、そのための人材養成を強力に進めること。

三 介護予防の充実を図るとともに、利用料の一〇％一律負担から所得に応じた段階的負担にするなど、低所得者の負担軽減の抜本策を講じるこ

と。そのための国の助成策を確立すること。

四 国庫負担分の二五％のうち調整費五％を別枠化し、全体として三〇％に拡大すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(自民、公明みらい、共産、つなぐ会、民主、参加する会六会派十二議員の共同提出)

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書案(可決)

我が国における義務教育制度は、地域間の経済的格差によることなく、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持・確保が図られることにより、国民として必要な基礎的資質を培うことに大きく貢献してきた。

しかし、近年の厳しい国家財政等を反映して国においては義務教育費国庫負担制度を見直す動きが見られる。特に、本年六月に地方分権改革推進会議の中間報告では交付金化への移行や将来的な一般財源化を念頭に置いた提言がなされたところである。

もとより全国どこでも一定水準の教育内容を確保することは国の重要な責務であり、義務教育費国庫負担制度はその財政的裏づけを担ってきたものである。見直しの検討にあたっては財政的見地のみからでなく教育制度のあり方や国と地方の役割分担を含め、幅広い見地から論議される必要がある。また、地方分権の趣旨から地方の実情に沿った特色ある教育を展開することが求められているが、現行の義務教育費国庫負担制度の下でもすでに各地方で多様な取り組みが行われており、交付金化への移行は却って地域における教育水準の格差を招きかねないものである。

よって、国におかれては、教育水準の維持、向上のため、地方に多大の負担を及ぼすことなく現行の義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会
(全会派十三議員の共同提出)

香川大学教育学部及び附属学校の存続を求める意見書案(可決)

昨年十一月、「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」は、全国の国立教員養成系大学・学部の再編・統合を含めた組織・体制の抜本的な見直しが必要との報告を行った。

このため、四国地区における教員養成系大学・学部についても大幅な再編統合が行われようとしている。

香川大学教育学部は、香川師範学校以来の長い歴史と伝統を有し、優れた教員の養成や生徒指導に関する実践的な調査研究、教員研修への協力などを通じ地域に密着した大学として「教育県香川」を築き、本県教育の発展に大きく貢献してきた。

また、附属学校にあつては、先進的な研究の県下小中学校への普及、リーダーの養成等において地域の教育に欠くことのできない重要な役割を担ってきたところである。

本県では、県政運営の基本方針である香川県新世紀基本構想において、「明日を支える人づくり」を重点推進プランとして掲げているところであり、これからも、香川大学教育学部及び附属学校の果たす役割はますます重要なものとなる。

よって、国におかれては、本県におけるこうした状況に配慮し、香川大学教育学部及び附属学校を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十月十七日

香川県議会

(自民、公明みらい、共産、つなぐ会、参加する会五会派十一議員の共同提出)

【十一月県議会定例会】

イージス艦派遣に反対する意見書案(否決)

政府は、テロ対策特別措置法に基づくアフガニスタンでの米軍支援活動として、海上自衛隊のイージス艦「きりしま」を十二月十六日に横須賀基地からインド洋に向け、出港させた。

高度な情報収集能力を持つイージス艦が米軍と情報を共有することは、憲法で禁じている集団的自衛権の行使そのものであり、憲法解釈上の問題ではない。

また、アフガニスタンでは、新政権が樹立され、国際的な復興支援によって戦争状態から平和の維持の段階に移行しており、テロ対策特別措置法によっても、既に自衛隊を派遣する根拠は失われている。にもかかわらずイージス艦の派遣を強行する目的は、米軍のイラク攻撃を間接支援するものといわざるをえない。

国連憲章は自衛以外の武力行使を認めていない。このルールを破る米国の対イラク攻撃に加担することは、我が国と中東諸国との友好関係を損ない国益にも著しく反するものであることは明白である。

よって、国におかれては、イージス艦「きりしま」を早急に帰還させるとともに、今後の派遣中止を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

香川県議会

(社民・県民連合、共産、つなぐ会、参加する会四会派九議員の共同提出)

地方分権改革の一層の推進を求める意見書案(可決)

平成十二年四月の地方分権一括法の施行に伴い、国と地方は対等・協力の関係になり、様々な分野で国から地方に権限が移譲されたにもかかわらず、依然として、国と地方との間には、歳出と税源配分のアンバランスが存在し、地方の自立や独自の意志決定の妨げとなっている。

こうした中、本年六月のいわゆる骨太の方針第二弾の中で、「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目標にとりまとめる」とされた。

しかしながら、今般、地方分権改革推進会議から報告された「事務・事業の在り方に関する意見」は、国庫補助負担金の廃止・縮減を提言しているものの、税源移譲を含む税源配分の在り方が盛り込まれておらず、その点で失望を禁じえない。

特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方財政に与える影響も甚大であるにもかかわらず、税源移譲による財源措置も明確に示されておらず、到底受け入れることはできない。

真の地方分権を実現するためには、地方の歳出規模と地方税収の乖離を解消し、地方の財政自主権を確立することが不可欠である。

よって、国におかれては、地方分権改革を推進するに当たって、地方への税源移譲の具体的な内容と道筋を早急に明らかにするとともに、引き続き国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しを三位一体で行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

香川県議会

(全会派十四議員の共同提出)

中小企業に対する支援策の早期拡充を求める意見書案(可決)

日本経済が混迷を極める中で、中小企業の経営環境は、ますます厳しい状況となっている。市中の金融情勢は、中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしなどの問題により深刻さを極めており、中小企業者にとっては、もはや「待ったなし」の状況である。政府の方針どおり、早急に不良債権処理やデフレ対策を進めることは当然であるが、その結果、我が国経済の屋台骨である中小企業への金融を一層滞らせ、結果的に多くの倒産や失業の発生をもたらすことが懸念される。

こうした状況にかんがみ、国においては、中小企業者に対するセーフティーネット保証・貸付の拡充や資金調達の多様化及び中小企業に対する税制の改革など、あらゆる中小企業支援対策を大胆かつスピーディーに取り組むべきである。

よって、国におかれては、次の施策の確立を図るよう強く要望する。

記

一 依然として厳しい中小企業の資金繰りに対応するため、金融セーフティネットワーク保証・貸付の拡充を図ること。

二 売掛債権担保融資制度の普及・定着を図るため、中小企業者及び金融機関への制度や仕組みに関するPRの強化、当該制度の手続きの簡素化などを促進し、その利用拡大を図ること。

三 事業承継税制の拡大や同族会社の留保金課税の廃止など中小企業者に対する税制面での支援を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

香川県議会

(自民、社民、県民連合、公明みらい、共産、民主五会派十二議員の共同提出)

地域雇用対策の強化・改善を求める意見書案(可決)

本年十月の完全失業率が五・五％と、依然として厳しい雇用状況が続いている。また、低迷する経済情勢の下、景気回復の見通しは不透明であり、今後も厳しい雇用状況が続くことが予想されている。さらに指摘されていることは、国の総合デフレ対策の一環としての不良債権処理の加速化が企業への貸し流しや貸しはがしを加速させ、それが失業率のさらなる上昇をもたらすという懸念である。不良債権の処理は避けて通れない施策であるだけに、そのことによって生ずる貸し流しや貸しはがしに十分に対応するとともに、雇用についての十分なセーフティネットワークを確立することが求められている。

その中で国が平成十三年度補正予算において計上した「緊急地域雇用創出特別交付金事業」は、総額三千五百億円、平成十六年度までの予定で実施されているが、平成十四年度末見込みで約十六万三千人程度の雇用を生み出すなど、一定の効果を上げているところである。しかし、制度上の制約が多く、その制度の改善が地方公共団体などから求められている。

よって、国におかれては、同制度の改善を含む地域雇用施策の強化・改

善を図るなど地域の実情に即した次の雇用対策を実施されるよう強く要望する。

記

一 緊急地域雇用創出特別交付金を活用するに当たつての六カ月の雇用期間、事業に占める人件費割合八〇％及び全従業員に占める失業者割合が四分の三以上といった要件を緩和し、地方公共団体の活用しやすいものにする。

二 緊急地域雇用創出特別交付金事業が継続的な雇用や起業につながるよう、介護や環境等の公的サービスを行う民間の起業や地域ビジネスなどを支援する新しい地域雇用支援制度を創設すること。

三 三十歳以上六十歳未満の非自発的失業者や職業訓練受講者を正社員として雇い入れた場合に支給される「新規・成長分野雇用創出特別奨励金」や、雇用情勢が悪化したときに発動される「緊急雇用創出特別奨励金」などの助成制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年十二月十七日

香川県議会

(自民、社民、県民連合、公明みらい、共産、民主五会派十二議員の共同提出)

【二月県議会定例会】

県が締結する請負契約に関する決議案(否決)

国・地方自治体を問わず、公共事業をめぐる政治家と行政の癒着問題などにより、多くの不信を醸成している。我々議員は、議員活動としての公正な職務及び県民の代表者としての責任を果たすべく、高い政治論理の確立・向上が望まれている。したがって、議員一人ひとりがその自覚を深め、いやしくも県民から疑惑や不信を招くような懸念を払拭しなければならぬ。

議員は地方公共団体の事務執行に直接・間接に係わり、その影響力も大きいものがある。そのため地方自治法は、議員の当該自治体との請負契約を禁止している。しかし、事実上議員が支配力を持つ親族の企業においては、法的な規制はなく、その政治倫理が問われている。

よって、本県議会は、県が発注する公共事業において、議員の配偶者及び二親等以内の血族の企業は請負契約に参加を自重することとし、県民の負託に応えることを決意する。

以上、決議する。

平成十五年三月十八日

香川 県議会
(社民・県民連合、公明みらい、共産、つなぐ会、民主、参加する会六会派十四議員の共同提出)

本州四国連絡道路の通行料金及び地方負担に関する

意見書案(可決)

昨年十二月、道路関係四公団民営化推進委員会の最終報告を受けて、政府、与党は、国の財源により早期に債務処理するとともに、国および地方による出資期間を延長し、基本料金の引き下げについては、地方の追加出資による経営改善効果等の範囲内で行うものとした。

債務処理を国の責任で行うとしたことは評価できるものの、地方の追加出資と基本料金の引き下げがいわばセットで提示されたことは、誠に遺憾である。

よって、国におかれては、本四公団の債務処理は、国の責任において実現されるよう強く望むものである。

また、二月十四日示された通行料金の引下案は、一年間の期限付きながら一歩前進であるものの、県民の期待とは大きな隔たりがある。今後とも、通行料金については、架橋効果が十分発揮できるよう、ETC車に偏ることなく現行の特別料金を下回る大幅な値下げを伴う抜本的な見直しを行うとともに、地方負担については、厳しい地方財政に配慮し、適切な財政措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十八日

香川 県議会
(自民、社民・県民連合、公明みらい、共産四会派十一議員の共同提出)

高速道路の整備推進に関する意見書案(可決)

高速道路ネットワークは、国土政策上、あらゆる社会、経済活動を支える基盤施設であるとともに、地方分権を推進し、地域の産業振興等に寄与する基本的な社会基盤である。

四国においては、少子、高齢化が進行する中、活力ある四国を創造するためには、四国を8の字に循環する高速道路の整備推進は必要不可欠である。

また、この8の字ルートは、救急医療体制の強化や南海地震など災害時の広域相互応援や緊急輸送路の確保などの危機管理面においても重要な役割を担うものである。

香川県では、本年三月三十日に、高松自動車道が全線開通するが、暫定二車線区間である高松東ICから鳴門IC間の四車線化の整備は、高速交通体系の整備効果を高める上で極めて重要であり、四国を8の字に循環する高速道路の整備と相まって、本県はもとより四国地方の自立や地域の活性化に欠くことのできないものであるとともに、少子高齢化・過疎化が進行する地域の定住促進のためにも極めて大きな役割を果たすものである。

しかし、今後の高速道路整備に大きく影響する新たな組織による整備の仕組みや事業量について、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を重視し、採算性のみに偏った検討がされることになれば、地方にとって欠くことのできない社会資本である高速道路の整備ができなくなることを、深く憂慮するものである。

よって、国におかれては、地方の実情や意見を十分配慮の上、高速道路が地域づくりの根幹となっていることを鑑み、責任を持って着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十八日

香川 県議会
(自民、公明みらい二会派八議員の共同提出)

医療費三割自己負担の実施延期を求める意見書案(否決)

国は、「聖域なき構造改革」の名のもとに進めている医療制度改革において医療分野への株式会社への参入、混合診療の容認及び構造改革特区による規制緩和などの政策を進めることとしており、このような中、給与所得者本人が医療機関の窓口で支払う医療費自己負担の割合が、本年四月から現行二割から三割へ引き上げられることとされている。

現在の非常に厳しい経済・雇用情勢にある中で医療費自己負担額の増大は、さらなる景気の冷え込みと給与所得者の生活を一層悪化させるとともに健康にも悪影響を与えかねない重大な問題がある。

また、高齢社会においては、医療保険制度の抜本改革が必要であるが、昨年十月から実施されている高齢者の医療費自己負担の増により、昨年度の総医療費が前年同月比で約三・三％減少した状況が見られることなどもあり、今後とも診療報酬の改定や一連の医療制度改革の効果を見極めてゆく必要がある。

よって、国におかれては、国民誰もが安心してより良い医療を受けることができるよう、健康保険の医療費の三割自己負担の実施を延期するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十八日

香川県議会

(社民・県民連合、共産、つなぐ会、参加する会四会派九議員の共同提出)

ILO第一七五号条約及びILO第一一一号条約の

早期批准を求める意見書案(否決)

我が国のパート労働者は、二〇〇一年には千二百万人を超え、雇用労働者の二〇％以上を占め、いまや重要な役割を担っており、厚生労働省の審議会でもパート労働者の均等待遇確保について審議が行われている。

ILO(国際労働機関)は、一九九四年総会で、「ILO第一七五号パート労働条約」を採択した。

ILO第一七五号条約は、すべての短時間労働者に対して、①パートタイム労働者が自由に選択すべきもの、②労働者の権利と労働条件は、比

較しうるフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認している。

また、ILO第一一一号条約は、雇用と職業の面でのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国に、差別待遇廃止のための政策をとることを義務付けている。

よって、国におかれては、次の施策を講じられるよう強く要望する。

記

一 パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等待遇を確保する法制定を行うこと。

二 ILO第一七五号条約の早期批准を行うこと。

三 ILO第一一一号条約の早期批准を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十五年三月十八日

香川県議会

(社民・県民連合、共産、つなぐ会、参加する会四会派九議員の共同提出)

(編注二) 決議及び意見書は全ての提出議案、条例等は提出議案のうちの一部を掲載した。また、議案内容は原則として全文を記載したが、

一部の議案は抜粋により記載した。

(編注三) 所属会派の名称は、次のとおり略称を用いた。

「自民」は「自由民主党香川県議会議員会」、「社会」は「香川県議会日本社会党議員会」、「改新」は「改新議員会」、「新緑会」は「県政新緑会」、「共産」は「日本共産党県議会議員団」、「つなぐ会」は「女性を議会に!みんなと政治をつなぐ会」、「社民」は「香川県議会社会民主党議員会」、「維新の会」は「県政維新の会」、「県政会21」は「自民党県政会21」、「民主リベラル」は「民主リベラル県民の声」、「清交会」は「香川県議会自由民主党清交会」、「清風会」は「自民党県政清風会」、「あすなろ会」は「自民党あすなろ会」、「社民・県民連合」は「社会民主党・県民連合」、「民主」は「民主党議員会」、「参加する会」は「政治に参加する会」、「公明みらい」は「公明・かがわみらい」